次

一・はじめに Ħ

二.直接的危険への介入類型 三.間接的危険への介入類型

間接的危険の事例類型の特徴 潜在的危険源介入類型(以上四六卷二号)

(3) (2) 内部誘発危険介入類型

不合理行動介入類型

四.状況的危険への介入類型(第二次的危険の第一次的危険への介入)(以上四六巻四・五・六合併号) 帰属基準の総括 (以上四六卷三号)

五.規範的・自己答責的行動介入類型

(以上本号)

Щ

中

敬

三九 (三九)

危険実現連関論の展開(三・完)

## 五.規範的・自己答責的行動介入類型

## 規範的・自己答責的行動類型の特徴

(1)

るといってよい。間接的危険の大きさは、このような人の任意の判断による行為の介入にとっては、ほとんど意味を の範囲ないし被害者の被害をより確実にすることを知っており、それが、心理的にのみならず規範的にも結果発生に 三者もしくは被害者が被害を受ける事例がこれに属する。この場合、いわば、介入者は、その介入によって、被害者 法益に対する影響を明白に意識しつつ介入し、または、法秩序の命ずるところに従って介入し、それによってその第 つながる不合理な決断であると評価している。このような規範的評価にもとづく決断は、危険実現連関を「中断」す 間接的危険ないし状況的危険に対して、それに外部誘発されながら、第三者ないし被害者、または行為者が、被害

もたないと思われる。

たんなる過失により行為した第一の行為者は、故意的にあるいは意図的に損害を惹起した第二の行為者とならんで、 的判断に依存している場合、当該結果に関する「答責性」は、これらの介入者が負うべきであろう。 生する被害である。発生した新たな被害の発生危険の圧倒的部分が、介入した人の個人的な心理的メカニズムや規範 場所で論じられないものである。しかしながら、このようなショックも、人間の心理的・精神的なものを媒介して発 クを受け、傷害ないし死亡の結果が発生する事案の類型とは、本来、帰属否定の基本思想が異なるがゆえに、同一の ここでは、基本的に、遡及禁止論(Lehre vom Regreßverbot)が、帰属限定の根拠となっている。遡及禁止は、 このような自己答責的行為の介入の類型と、第一の事故現場を目撃し、あるいは、知らせを聞いて、精神的ショッ

な根拠づけは不当である。(3) と、因果経過に対する「支配」をもつものではなく、故意犯のみが、そのような支配をもつのであるから、このよう ら排除されたとき、中断されるというのである。しかし、プッペによれば、第一の行為者が、過失犯の場合、もとも(②) よって根拠づけられる帰属連関は、背後者が、危険を完全な射程において意識している第三者によって事象の支配か 損害発生過程に対する「支配」をもつものではないということによって根拠づけられる。事象経過の操縦可能性に

こでは、もう少し広く、法益の担い手がその法益に対してもつ管轄権のみを意味するのではなく、他人の法益に介入 理とは、法益の担い手が、その法益を危険から守ることにつき優先的管轄権を有するという原理である。しかし、こ つき明確に意識しながら介入する者は、その介入以後に生じた結果に対して責任を負うべきであるとする原理をいう する場合をも含めて理解することにする。すなわち、第一次的危険に対して、自己の介入行為の結果や効果、射程に 自己答責性原理(Selbstverantwortungsprinzip)も、このような帰属限定原理の一つとされている。自己答責性原

て帰属判断の指針として重要な意味をもつといえる。 断」力の方が帰属基準としては重要である。先取りして言うならば、一般に、規範の保護目的の理論は、ここにおい この自己答責的行動の介入事例においては、事実的な危険作用の継続よりも、自己答責的行動の規範的な危険

(2) 第二次損害の危険の介入類型

近親者の死亡または傷害を目撃したり、後でその報告を受けたときに、第三者が被るショック損害の客観的帰属は、

危険実現連関論の展開(三・完)

四

(四 一 )

あまりにも知識が限定されている点にある」という。 当性を固く信じるにもかかわらず、身体と精神のそのような相互作用については、それを傷害の原因と判断するには、 刑法においては一般的に否定されている。その理由は、生命と健康の保護を目的とする刑法上の行為規範の保護の任(4) れば、「純粋に心理的に惹起された健康侵害を身体の侵害として処罰することを厭うという理由は、心理的法則の妥 精神的動揺の身体的作用に対しては、直接の被害者以外の者を保護することにはないからである。プッペによ

によって限定されている。 民事判例においても、ショック損害に対する賠償は、無制限に認められているわけではなく、まず、「人の範囲」

## 【26】 テュービンゲン地裁一九六七年一一月二九日判決(NJW 1968, 1187)

の意識によって神経ショックを被ったと主張して、慰謝料を請求した。原告の控訴は認められなかった。 り上げ、Wに車の泥除けがかすり、風圧で飛ばされて、即死した。原告は、その友達の事故死の直接の経験と自らの生命の危険 【事実】 一六歳の原告は、同年齢の友達wと規則通り車道の左端を歩いていた。背後から乗用車が近づき、部分的に歩道に乗

理的障害は、直接の自己の生命の危険の経験や、それを後に意識したことによって惹き起こされているともいえる。ただ、その て感じられた苦痛に遡るだけであるならば、上で示した原則から慰謝料が認められることはありえない。ここでは、 承認されるのは、近親者の場合にかぎられている。本件において、主張された原告の精神的障害が、ただ彼女の友達の死を通じ けて神経ショックやその他の健康侵害を受けたときに、認められる。ここには神経ショックによって生じた近親者の直接の結果 が存在する。それはただ第一の被害者の事故によって惹起されているだけである」。しかし、判例においては、相当因果関係が 【判旨】「そのような(相当)因果関係は、判例においては、一般に近親者が被害者の事故をともに経験し、または報告を受 しかし、心

場合には、民法八四七条ではその請求は正当化されない。

しかし、裁判所は、「近親者」かどうかという「人の範囲」によって形式的にショック損害の賠償責任の有無を判

断しているわけではなく、実質的な考察を行っている。

## 【印】 フランクフルト地裁一九六九年三月二八日判決(NJW 1969, 2286)

けなければならなかった。その後も、神経障害は続いた。女性から賠償請求がなされた。 うじて難を逃れた。Bは腕などに重傷を負い、死亡したが、女性は、それを見てショックを受け、大学病院で神経科の治療を受 で歩いていた女性Aとその婚約者である男性の連れBのいる歩道に乗り上げ、連れの男性を巻き込んで引きずった。 【事実】 ある夜、被告人は、酔っぱらって自動車を運転し、ジグザグ運転をしながら通りを走り、制御できずに、手をつない

こでは、人間の殺害の報告による神経ショックの事案が問題なのではなく、他人の殺害を直接に経験しなければならなかったこ これによって、精神的健康侵害の程度に達するような神経ショックを受けることは、決して経験(相当因果関係)の外にあるの 故の経過によって惹起された因果の連鎖に関するかぎりでは、この問いには、疑問はない。原告の相当因果関係は、これが、連 とから生じる結果が問題なのである。心理的に媒介された因果関係が承認されることは、民法八二三条一項の文言からそれ自体 ことが、他人に健康侵害を惹起するのに適しているのは、近親が問題である場合だけだとも言いうるかもしれない。しかし、こ る。……「原告がその連れと婚約していたかどうかということは、そもそも問題にならない。人間の殺害について報告を受けた ではない」。判例は、従来、確かに近親の侵害のみを責任設定的要件事実として認めてきた。しかし、それはあまりにも狭すぎ れの死亡による強い神経的圧迫によって生じたかぎりでも、存在する。つまり、その連れが交通事故によって殺された女性が、 【判旨】「まず、健康侵害が被告の行為によって惹起されたことが必要であるが、この場合はそうだと言うことができる。

ショック損害に関するリーディングケースとなったのは、一九七一年の連邦裁判所の判決である。

自明の結果である」。

## 128 連邦裁判所一九七一年五月一一日判決(BGHZ 56, 163=NJW 1971, 1883)

【事実】 原告の夫が被告の車に衝突して死亡したが、原告は、夫の突然の死亡の連絡を受けて、重い精神的ショックを受け、

今日もなお継続していると主張し、労働不能となったことにより、慰謝料を請求した。

バーするものである。 求権を根拠づけるものではない。民法八二三条一項の保護目的は、その種類と重大性によりこの枠を越えた健康侵害のみをカ 近親者が死亡連絡に際して経験上さらされるような健康侵害を越えるものではない場合には、事故の惹起者に対する損害賠償請 【判旨】 近親者の死亡事故に関する連絡による精神的動揺(ショック損害)は、それが確かに医的に把握しうる作用をもつが

法秩序は、ショックの被害者には「最低限度の抵抗力」はもっていることを要求しているのである。 (イ) このようにして、連邦裁判所は、ショック損害に関する損害賠償を否定するものではないが、これを制限している。

者自身以外の者の精神的動揺が身体的に影響することに対しても保護するというところまでに及ぶものではないから 実現連関は否定されるべきであろう。刑法上の殺人罪や過失傷害・致死罪の構成要件の保護目的は、当該事故の被害 刑事法においては、ショック損害については、原則的に、たとえ予見可能性の範囲内の事象であるとしても、

### (3) 自己答責性原理の意義

ことは、すでに指摘した。たんに物理的な因果力や一般的生活危険あるいは事象の経験的通常性のみならず、事象連 危険実現連関は、物理的・社会的な因果的連関のみを意味するのではなく、危険に対する規範的評価をも意味する

にはそれを凌駕する意味をもちうる。間接的危険段階においても状況的危険段階においても、原則として、このよう のような規範的評価も、事実的危険力の作用に全く影響されないわけではないが、危険実現連関論において、部分的 関に対する「規範的な評価」が、危険実現連関の判断に重要な役割を果たすのである。それは、とくに、介入者の なモメントの介在によって、介入者の「答責性領域」に属する結果とみられる事象については、第一次的危険創出者 「自己答責的行為」や「法的義務履行行為」ないし「意識的な規範違反行為」がある場合に妥当する。もちろん、こ

の行為には帰属できないというべきである。

構成要件がその種の事象を防止するように規定されていないことで帰属が否定される」ものとして位置づけている。 帰属が与えられる」が、「構成要件の射程、つまり、構成要件規範の保護目的が、発生した種類の結果を把捉せず、 る。なお、ロクシンは、これを「許された危険によって覆われた危険の実現によって原則として客観的構成要件への 解すべきだと思われる。したがって、「第三者の答責性領域」の問題領域については、危険実現連関は肯定されるが、 しかし、私見によれば、狭義における規範の保護目的の理論は、危険実現連関論の部分領域を表す帰属基準として理 とくにこれを狭義の「規範の保護目的」という帰属基準が指導理念として妥当する問題領域であるということができ このような「第三者の答責性領域」に帰属されるべき結果について、その危険実現連関を否定する類型については、

### a 個人の自己答責性の概念

規範の保護目的は否定されるというのではなく、危険実現連関も保護目的連関も否定されるのである。

される根拠として、前述のように、「個人の自己答責性」の原理が重要である。とくに状況的危険の段階においては、

危険実現連関論の展開(三・完)

第三者の答責性領域(Verantwortungsbereich)に属する事象であることによって第一次的危険の帰属連関が中断

四五(四五)

それをも含むという点に存在する」というものである。それは、また、人は「原則として自己の行為に対してのみ責(エシ 扱われるべきであるという法原理に遡るものとされる。シューマンによれば、「他人の自己答責性の原理の第一のそ⑵ われている。この「自己答責性」原理の概念の意味や機能の理解については、見解の相違がある。 任を負う」のであって、他人の行為に対しては責任を負わないか、例外的にのみ責任を負うという原理を表すとも言 はなく、「因果関係の中断」論や「遡及禁止」論がすでに考慮していたものである。このような考え方は、「法秩序がはなく、「因果関係の中断」論や「遡及禁止」論がすでに考慮していたものである。このような考え方は、 創出された危険を適正に認識し、場合によってはその結果と付随的効果をも認識・認容しつつ「自己答責的に」その して自明の帰結は、個々人の答責性の範囲は、原則として自己の行為に限定され、特別の事情のもとでのみ、他人の 人間の答責性をその基礎にしている」ということ、また、「あらゆる人間は原則として責任ある法仲間」として取り り、このような刑法上の規範的評価は、帰属論にも推し及ぼされるべきである。このような考え方は、新しいもので 危険を引き受けた者の決断は、「共犯」とならないかぎり、刑法は、その責任を遡及させないものとしているのであ

めの理論的基礎として唱えられたように、「自己答責性原理」が、そもそも「結果帰属」を排除する原理なのか、「正の理論的基礎として唱えられたように、「自己答責性原理」が、そもそも「結果帰属」を排除する原理なのか、「正 責性が重要である。この後者の問題にとっては、もともと遡及禁止論や因果関係の中断論が、正犯と共犯の区別のた がある場合には、被害者がその責任を負うという原理である。帰属論にとってはもとより後者の意味における自己答 性」と、発生した結果に対する規範的な「単独の答責性」の二つの意味に用いられる。前者は、被害者の任意の同意 ヴァルターによれば、それは、自己決定的行為の意味における法益の担い手の責任を意味する「積極的行為答責

ヴァルターの自己答責性概念

犯性」を排除する原理なのかについては、問題を残していることについて注意を喚起しておく。(ド)

### イ フィートラーの自己答責性概念

という原理であると理解する。これによって、被害者が、危険を完全に知見しながらその状況に身を置いたとき、保 るための国家の究極の手段としての処罰は、被害者が保護に値せず、保護を必要としない場合には、投入されない」 義を説明しようとする。フィートラーは、シューネマンによって公式化されたこの原理を、「社会的有害性を防止す 『承諾による他者危殆化の可罰性について』という著書において、「被害者学的原理」からその意

ついては明らかにされていない。 <sup>(2)</sup> うのであるが、これを批判するツァスチックによれば、それが、「被害者学的原理」が導かれているその演繹連関に 護に値せず、必要ともしないのである。フィートラーは、自己答責性の原理は、基本法の人間像に含まれているとい

### ウ シューマンの自己答責性概念

囲を原則的に限界づけること」ができるが、その限界づけは、「行為と構成要件該当の結果の間の因果経過が、他人 能力をもつという人間像から出発しているとするなら、そこから「その個人に法によって割り当てられた答責性の範 次に、シューマンの「法原理」としての自己答責性の根拠づけがある。シューマンは、法秩序が人間が自己決定の

答責性の範囲とそれに含まれた行為義務は、原則として、人は、他人が第三者または自分自身に対して注意深く行動 次のような考え方である。すなわち、法秩序が人間の答責性をその基礎に置くということは、個人に割り当てられた その他人の答責性の範囲内に含まれ、第一の行為者の範囲内に含まれるのではないからである。そこでの指導理念は によって――それが、被害者によってであれ第三者によってであれ――媒介されるときに、意味をもつ」という。こ(ミス) の他人も、原則的に自由で答責的に行為する者とみなされるのであって、その他人の行為とその結果は、原則として、

四七(四七)

危険実現連関論の展開(三・完)

するように責任をもつ必要がないという点に限界をもつことをも明らかとするのである。(※) 第一号

ツァスチックの自己答責性概念

は、その法的意味としては「刑法上の不法」の概念と関係する。ツァスチックによれば、まず、自己答責性とは、理 さらに、ツァスチックは、法原理としての「自己答責性」を次のように根拠づける。まず、「自己答責性」の概念(32)

に包括されるということである。つまり、他人も、自己と同様に、自由をもつのであり、このような他人との関係の 性的に自己決定できる人間の能力であり、その自由を意味する。重要なのは、ここで、個人の自由は、他人との関係(タイ)

が認められなければならないという。それは、他人との関係を前提としないからである。しかし、実際的には、自殺(ミ゚) において尊重されなければならない。次に、「不法と自己答責性」については、自己侵害は不法ではないということ 中で、個人の自由は存在するのである。そして、他の法的人格は、自由な、自己答責的な法的人格として一般に法律

ツァスチック自身のその見解の要約を掲げておこう。 (※) よう。そこで、このような場合にどのように、それぞれの答責性の範囲を割り振るかが問題となる。これについては 心」に遡及するという状態が成立している。例えば、ある者が毒を用意し、他の者がそれを飲むという事案を想定し

や自傷行為に対しても、他人が「関与」するのが通常である。ここでは、一つの侵害結果がいわば二つの「行為の中

具体的な自由を偶然的な存在へと低下させることを意味する。……被害者の側からみれば、そのような事象につ 圧である。過失による不法とは、行為者がその危険を合義務的行為によって支配できたにもかかわらず、他人の づけられる。故意による不法は、その場合、行為者によって意識的に進行させられた、具体的な他人の自由の抑 他人に振りかかった不法は、その他人が自らの力で責任をもてないような態様で侵害されることによって特徴 このツァスチックの自己答責性概念の根拠づけは、すでに、その概念が客観的帰属論において果たすべき機能の分 が劣っていることを利用するとき、とくに被害者が自分がさらされていると信じている偶然が実際には侵害の高 が侵害につながる事象を支配しているときにのみ存在する。それは、彼の行為計画に、被害者の知識ないし意思 ような事案における他人の過失的不法は、発生した侵害が、被害者ではなく、局外者が、その法益を偶然に委ね 結果として予見しているが、それにもかかわらず危険に自らをさらし、または回避しなかったときである。この にのみである」。「②意識的自己危殆化が存在するのは、被害者が、最終的に発生した結果を自己の行為の可能な 存在するのは、局外者[行為者]がそのミスを知り、それに加えて、自己侵害を考慮して義務違反を犯したとき 性は、自己侵害者が体質的な理由から事象の意味を正しく評価できず、または、他人の意思の欠缺 ていたときには、意識的自己侵害が存在する。この場合、被害者自身が、意思と行為と結果を統一させている。 き共同作用したさまざまな行為が認定されうる。そこでは、『意識的自己侵害』と『意識的自己危殆化』がその い蓋然性をもつものとその他人が知っているときにのみ存在する」(傍点引用者)。 たことに依存しているときにのみ、根拠づけられうる。……他人の故意的不法は、このような事案では、行為者 制)が決断の自己答責性を侵害するときにはじめて、問題となる」。「意識的自己侵害の事案において過失正犯が この統一をもたらしたことにより、原則として、その侵害事象に対する他人の責任は締め出される。他人の答責 性質上区別される。①被害者が、自己の法益を侵害する行為の結果を知りつつ行為に着手し、その結果を意欲し

析にまで及んでいる。自己答責性の概念も、結果発生までをも意識した「意識的自己侵害」の場合と、結果発生の危 険にまでは意識が及んでいる「意識的自己危殆化」の場合、さらに、背後者が、介在者の自己侵害を意識していたか

危険実現連関論の展開(三・完)

四九 (四九)

どうかなどのモメントによって、帰属基準として果たすべき役割が変化しうる。

### (b) 個人の自己答責性原理

性」概念の機能について類型化と分析を行っておこう。 能について、学説がさまざまな説明を行っている。ここでは、これらを参考に、危険実現連関論における「自己答責 以上で検討したように、ドイツにおいては、帰属論の中における「自己答責性」の概念の内容と根拠づけおよび機

やエイズ感染事例のような、いわゆる「承諾にもとづく他人の危殆化」の事例群である。 行為者の危険状況創出行為と同時的に行われる事例群に属するのは、後出のドイツの「オートバイ競争事件」【13】 たというような事例群は、危険状況創出行為の後に介入したという類型に属する。被害者の自己答責的行為の介入が、 する類型がある。例えば、猟銃を飲食店に実弾を込めて飾っていたところ、喧嘩の際にある客がそれで相手を殺傷し 属する。第二に、②危険状況創出行為と同時的に、または、その後に、被害者ないし第三者の自己答責的行為が介入 当たる。この類型には、もとより、被害者の自己答責的行為のほか、第三者の自己答責的行為の介入の場合もこれに 険創出行為の後に、直接的危険段階を経て、間接的危険および状況的危険の段階に達したときに、自己答責的行為が 介入する類型がある。例えば、顔を傷害された被害者の女性が将来に絶望して自殺したというような事例群がこれに まず、自己答責性概念が、帰属論において果たす機能は、危険創出行為の類型に応じて異なりうる。第一に、①危(3)

うかは、過失共犯をどのように構想するかによるといえる。このような共犯論のからみから、この後者の事例群に関 的に介入する類型については、過失によって危険状況を創出した者に、過失による教唆ないし幇助が成立しないかど この両類型のうち、前者の類型においては、過失犯における共犯は、 問題とならないが、後者の類型における事後

介入しても、結果に対して共犯としての責任を負い、また、例えば、正犯が客体の錯誤を侵した場合に、方法の錯誤 ども、必ずしも、「遡及禁止」原則が妥当するかどうかが問題となる。故意による教唆の場合、正犯者の故意行為が する帰属基準は、前者のそれに比べて複雑である。ここでは、例えば、第三者の「故意行為」が介入する事例といえ として具体的符合説により、教唆者に過失犯の成立を認めるならば、故意の正犯に対する過失犯の成立も考えうるか

らである。

害の事案と、②意識的自己危殆化(危険)の事案に分けることができる。前者の事例としては、前述の被害者の自殺 たる子供の輸血を拒否した両親の自己答責的行為のように、それ自体が「規範違反」かどうかが問題となる事例群も 結果の発生について意識している必要があろう。また、第三者の自己答責的行為は、重傷を負った交通事故の被害者 げられる。これに対して、第三者ないし行為者自身の自己答責的行為の場合には、自己答責的行為というためには、 であり、後者の事例としては、放火に際しての被害者の救出のために火の中に飛び込んで死亡した救助者の行為が挙 できる。さらに、被害者の自己答責的行為は、その「結果」ないし「危険」に対する認識に応じて、①意識的自己侵 次に、介入する自己答責的行為の主体に応じて、原則的に、①被害者、②第三者、③行為者のそれに分けることが

### は、は

あるが、ほとんどの場合、故意による「規範違反行為」である。

れて危険に介入した場合には、そのような介入行為が「過失的」態様によって行われた場合にも、その結果について の造語であるが、創出された危険の効果が持続している間に、法秩序の要請に答える形で、規範によって「誘発」さ 個人の自己答責性の原理とならんで重要なもう一つの原理は、「法秩序の自己答責性」の原理である。これは、(3)

五(五)

危険実現連関論の展開(三・完)

えることもできよう。また、法秩序は、たとえ、その介入の基礎をなす誘発が、第一行為者によって惹き起こされた 創出された危険がもたらす「不法な危険状況」が、法秩序のその危険への介入によっていわば「正当化」されると考 は原則として法秩序が自己答責的にその責任を負担すべきであるという考え方をいう。これは、第一行為者によって

ものであったとしても、その独自の判断で介入した行為者の「過失」によって惹き起こされた結果を、第一行為者に

d 自己答責的規範違反原理

「転嫁」してはならないのである。

# 既述のように、第一原理である「個人の自己答責性」の原理の派生原理として、第一行為者によって創出された危

ながら、規範違反行為によってその危険に介入し、結果の発生に至らしめた者は、その結果に対して自己答責的に責 険が少なくとも間接的危険段階に至り、「物理的切迫危険」ではないかぎり、そのような危険の射程を正しく認識し

任を負うのであって、第一次的危険創出者に、その責任を遡及させることはできないという原理が導かれる。これを

「自己答責的規範違反原理」と呼ぶことにしよう。この原理は、第三者の適法行為に対する「信頼の原則」として帰

属基準に挙げられることがあるが、信頼の原則は、プッペの言葉によると過失犯における「注意義務の成立自体」の

問題、つまり、危険創出連関の問題であって、危険実現連関においては、その本質は、「自己答責的規範違反行為」 は、それ自体でそれのもたらす結果に対する責任を負うべきだという考え方にあるというべきである。

この「自己答責的規範違反行為」の概念については、①それが、第三者の介入類型を念頭に置いたものであること、

内実としては、第三者の故意行為の介入の事案が予定されている。 ②結果の発生に対する認識・認容のない過失的規範違反行為の介入は除かれることが重要である。したがって、その

および③「自己答責的規範違反行為」の原理によって、原則として危険実現連関が規範的観点から中断される事案で このように、ここで考察する類型は、このような①「個人の自己答責性」原理、②「法秩序の自己答責性」の原理

### (4) 自己答責的行為の介入類型

意識的自己侵害行為の介入類型

己答責性原理」(Eigenverantwortlichkeitsprinzip)などといった概念によって帰属を限定する基準が論じられている 己危殆化への共犯」(Teilnahmean freiwilliger Selbstgefährdung)、「答責性の領域」(Verantwortungsbereich)、「自 来を甘受する決断をなした場合には、危険実現連関は中断される。この問題領域は、ドイツにおいては、「任意な自 被害者が完全に危険状況および自己の行為の射程・効果を意識しながら、自由な意思決定により第二次的危険の招

その行為の介在によって規範的に新たに評価されるべき「新たな危険」が設定されたのであり、その答責性領域は、 状況的危険が継続している状況における意識的自己侵害の決断にもとづく行為の介入は、危険実現連関を中断する。 領域である。 (33)

その任意な決意にもとづく介入行為者に属することになるからである。

救助の任意的拒否の類型

実現連関は否定される。例えば、交通事故の被害者が、宗教上の理由で、「輸血」を拒否したために死亡したという 事故の被害者が、救助の手が差し伸べられているのに、それを「危険を完全に意識して」拒否した場合には、危険

危険実現連関論の展開(三・完)

五三(五三)

段階ではなく、間接的危険(ないし場合によっては、状況的危険)にある場合である。 囲が終わり、危険実現が否定されるからである。しかし、危険実現連関が否定されるのは、創出危険が、直接的危険 の完全に危険を意識した決断によって、死の危険に自らをさらしたのであり、そこまでで行為者による創出危険の範 事案がそうである。この場合、傷害罪での処罰はともかく、傷害致死罪の成立はない。なぜならば、被害者が、自ら

### 【29】 川崎エホバの証人輸血拒否事件

死亡した。

わらず、宗教上の理由から輸血を拒否したため、少年は手術を受けることができず、事故の四時間半後、出血性ショックにより 両足を轢過され、骨折した。救急病院で手当てを受けたが、両親がエホバの証人の信者であり、医師団からの強い説得にもかか 【事実】 一九八五年六月六日に、川崎市において、一○歳の少年が自転車に乗っていたところ、ダンプカーに接触・転倒し、

この事件では、輸血をすれば確実に助かっていたかどうかは断言できない事例であったとされている。したがって、 【判旨】 ダンプカーの運転手は、業務上過失致死で書類送検され、略式裁判の結果、罰金一五万円に処せられた。

この事件では、第一次的な直接的危険の段階ないし間接的危険段階にあったものと思われる。直接的危険段階におい

る答責性領域は、行為者を離れるものというべきであろう。本件の場合、被害者の少年に代わって、両親の宗教に ては、輸血拒否は、意味をもたないが、間接的危険段階にあり、輸血によって救助可能であったとすれば、このよう な完全に発生する結果についての認識をもちつつ、宗教上の理由でこれをあえて拒否する場合には、死亡結果に対す 輸血が拒否されているが、このような代理権限を両親がもつかどうかは別にして、そこから発した危険は、

両親が負うべきであって、第一次的危険の惹起者ではない。一○歳の少年本人が輸血を拒否した場合には、その意思

富山エホバの証人輸血拒否事件では、交通事故後、病院に収容された五四歳の女性が、医師から説得されたにもかか 表示がそもそも有効かどうかが疑問であるが、これにもとづいてもし医師が輸血を行わなかったとすれば、この場合 わらず、信仰上の理由で輸血を拒否したため、四時間後に死亡したという事案においては、富山地検は、運転者らを も、少なくとも行為者に結果を帰属すべきではないであろう。なお、昭和六○年三月に富山県において生じた【13】

(イ) 被害者の自殺の介入類型

業務上過失傷害罪で略式起訴したとされている。(第)

るいは身体的な影響の結果自殺したという場合も、間接的危険ないし状況的危険に対する意識的自己侵害行為の介入 第一次的危険の結果は、軽傷にすぎなかったにもかかわらず、その傷のことを気に病んで自殺したという場合、あ

## 【13】 連邦裁判所一九五二年四月三〇日判決(未公刊)

の類型であり、通例、危険実現連関は中断される。

自ら首を吊った可能性があった。暴行により、Sには、自殺が唯一の逃げ道だと思われたような絶望的な状況に陥らされていた し虐待された。同様に警備の責任者であった被告人(A)は、暴行の目的で、鋤の柄を探すのを手伝った。Sは死亡した。Sは、

親衛隊員達がある共産党員である学生(S)を恣意的に拘禁した。Sは、とくに、ある警備兵(w)によって繰り返

【判旨】 連邦裁判所は、Aを過失致死の幇助で有罪とした原審の判決を確認した。

からである。

殺意がない場合には、致死結果を予見しなければならず、二二二条の過失致死罪であったとされる。二三九条の自由 この事例では、正犯が、殺意をもっていたなら、二一二条の故殺の間接正犯の事例であっただろうといわれている。(※)

危険実現連関論の展開(三・完)

五五 (五五)

剝奪致死罪が成立するかどうかは、死亡結果が基本構成要件の保護範囲内にあるかどうか、つまり、不自由な自殺が 由」な自殺へと追い立てられたのだから、この危険の実現は肯定されるものと思われる。 まさに基本犯から生じた危険を実現したものかどうかによる。Sは、いまだ続く現在の危険から逃れようと「不自

殺に至った事案については、ライヒスゲリヒトの判例がある。 この事例は、肉体的苦痛が自殺へと駆り立てた事例であり、危険実現連関の肯定は容易である。心理的苦痛から自

【32】 ライヒスゲリヒトー九四四年七月一〇日判決(RG DR 1945, 22)がそうである。ここでは、被告人Sの妻E 脳炎を患い、運動能力にも障害があり、情緒不安定で、一定の世話が必要であった。Sは、妻が病院に入院中に、

ためのお金も渡されず、食事も別にとり、Sは、Nの夫から、姦通により離婚を申し立てられると、恥もせずEの面 Nと知り合い、性的関係に陥ったが、その後、家政婦として家に入れて、妻の世話をさせようとした。Eは、家事の 離婚訴訟について話し合った。ある日、ついにEは、自殺した。Eが、夫の態度に堪えがたくなって、

する虐待)と二二六条(傷害致死)を肯定した。 「自己答責的侵害行為」の介入の類型は、その後、「自殺に対する共犯」の可罰性の問題として論じられた。 (3) それ

吊ったことは明らかであるという。この事案に対して、ライヒスゲリヒトは、二二三条b(保護を命じられた者に対

られないとした(RGSt 70, 313)。もちろん、ここでは、「自己答責性」の原理ではなく、構成要件不該当であること に対する共犯を、構成要件に該当する正犯行為が存在しないので、これに対する関与は不可罰であると述べて、 によって、「共犯論」の観点からこの問題が論じられるようになったのである。すでに、ライヒスゲリヒトは、

が、共犯の責任の否定の根拠とされている。しかし、もちろんその根拠だけでは十分でなく、たとえば間接正犯の理

すのみであって、根拠づけの一部をなすものではない。(40) が根拠づけられていたからである(BGH NJW 1960, 1821)。いわゆる共犯の論拠は、根拠づけが行われた結果を示 案においては、自殺者が行動の中心であって、関与者は、局外者であるという実質的な根拠から、関与者の不可罰性 論を援用して、関与者を正犯と構成する方法もないではない。これが採られなかったのは、実質的に、このような事

まず、ここでは、医者が患者の自殺に対して故意によって幇助した場合に、不可罰であるとされた事例を紹介して

おこう。

【33】 ミュンヘン上級ラント裁判所一九八七年七月三一日判決(ハッケタール事件=NJW 1987, 2940)

の願望をもらしたのに対して、シアン化カリウムを準備し、診療室でそれをEに手渡した。ハッケタールは、嘱託にもとづく殺 人の容疑で起訴され、他の協力した医師もその幇助で起訴された。タウンシュタイン・ラント裁判所は、決定により公判開始を 【事実】 医師ハッケタール(Hackethal)は、顔面に腫瘍ができ、別の医師に治療を受けていた女性Eが絶望的になり、

拒否した。

を行ったのである。自らの手で自殺しても、自殺者が事象を支配する背後者の自由のない道具として行動したときには、殺人罪 となる。それによれば、間接正犯におけるそのような殺人は、自殺者が自己答責的に行為しなかったときに存在する。 しても自殺したのである」。判例のこの基準によれば、直接実行正犯は認められない。Eは、自らの手で、生命を放棄する行為 して処罰されえない」。不可罰な自殺幇助と可罰的な嘱託殺人とを区別するにあたっては、「誰が死につながる事象を事実上支配 したかのみが重要である」。自殺者が「死に至るまでその運命に対する自由な決断をもち続けていたなら、他人の協力を得たと 人罪の構成要件を充足しない。したがって、動機の純粋性を考慮することなく、たんにそれに関与した者は、教唆または幇助と 嘱託殺人を犯したという十分な嫌疑は存在しない。「現行法によれば、自己答責的に意欲され実現された自殺は、殺

五七 (五七)

危険実現連関論の展開(三・完)

ているかぎり、ドイツにおいては不可罰である。これは、「自己答責性」の原理から、共犯的形態における「自己危 この判決に典型的に現れているように、自殺に対する教唆・幇助は、自殺者が自らの行為に対する「支配」をもっ

殆化」への関与を不可罰としたものである。

は、このような「自己危殆化」の原理により、自殺行為を過失によって促進し、容易にした者を不可罰とした周知の もとでは、過失犯として処罰されてはならないであろう。それは、法秩序の価値矛盾だからである。次に挙げる判例 自殺者に、過失によってピストルを提供した者は、自殺に対する故意の教唆・幇助が不可罰とされている法制度の

## 【134】 連邦裁判所一九七二年五月一六日判決(BGHSt 24, 342)

判例であり、以後の自己答責性に関する判例のリーディング・ケースとなったものである。

飲んでいた。ドライブを続けた後、休憩をとったときに、被告人が気づかないうちにSは計器盤の横のケースからピストルを取 が、Sがしばしば突然に抑圧を感じ陰鬱になるのを意識し、しかも今までも何回か自殺未遂を行っているのを意識しながら、ピ ストルの弾丸を抜くことなく、レストランを訪れたことに求めている。約五時間から五時間半レストランにいてアルコール類を ルコール類を飲んだ後、被告人の職務用ピストルで自殺した。陪審裁判所は、Sの死に対して過失のあった被告人の行為は、彼 深い仲にあった被告人Xと女性Sは、Sの乗用車でドライブを行った。その際、Sは、一緒にレストランを訪れ、 ア

なぜならば、自殺は犯罪ではないからである。その際、幇助者が自殺者の死亡に至るだろうと意識し、またはそれでも仕方がな いと是認していたことは、幇助の故意である。すでにこのことが、過失によってのみ自殺者の死亡に対する原因を設定した者を 本法廷は、 上級ラント裁判所の法的見解に与する。幇助の故意で自殺者の死亡を共同惹起した者は、処罰されない。 り出し、自らを撃って死亡した。上級ラント裁判所は、無罪とした。

処罰することを、正義という根拠から禁止する。

そのほか、強姦罪などの性犯罪の被害者が、精神的苦痛から自殺した場合に、「致死」について帰属が認められる このようにして、この判例によって、自殺に対する過失幇助は、不可罰であるという原則が成立したのである。

かが問題となる。わが国では、学説の対立があるが、因果関係を否定するのが一般的である。

意識的自己危殆化行為の介入類型

信し、または発生を未必的に認識していた場合にも、結果の第一の行為者への帰属は否定されるべきである。 自らの行動のもたらす「危険」は完全に意識されていたが、「結果」の発生については、発生することはないと誤

このような類型に属する事例として、ドイツのライヒスゲリヒトには、次のような判例がある。

【35】 ライヒスゲリヒトー八八一年一二月三日判決(RGSt 5, 202)

れたが、長靴を取り出そうとしてもう一度引き返して、煙に巻かれて窒息死した。

【事実】 被告人Xは、工場を営んでいた小屋が火事になったとき、そこで働いていた一四歳のAは、いったん小屋から救助さ

て生じた。したがって、Aが引き返していなければ、Aの死亡もなかったのだから、火事と死亡との間の最終的な直接の因果関 かし、被告人の過失によって惹き起こされた火事によって誘発されている。それは、Aに属する小屋に残された物をとろうとし 因たる小屋への引き返しに影響を与え、それによって火事による死亡が発生することになった。引き返したことそれ自体は、し 家をすでに出て、もう一度、取って返したときに、焼死ないし窒息死したということは重要ではない。Aは、もちろん、中間原 よって、つまり、最後に展開した自然力、すなわち炎と煙の直接の作用によって、直接に惹起された。ここでは、Aが燃え盛る 【判旨】「被告人の過失によって惹起された小屋の焼失とAの死亡との間の直接の因果関係は、認定される。死亡は、火災に

この判例は、条件説に従っている。いったん燃え盛る家を出ているのであるから、直接的危険はいったん収束に向

危険実現連関論の展開(三・完)

係はなくならない」。

第一号

ここでは、そもそも刑事責任年齢に達していたとしても、十分な危険に対する判断能力にも問題がある場合であり、 は、帰属連関は中断されるものというべきであろう。しかし、本件では、一四歳の子供の行為が問題となっている。 いは少なくとも重大な過失によって、Aが自らの意思で、燃え盛る小屋に引き戻るという自己危殆化を行った場合に いまだ家が燃えているという状況的危険のみである。一般的には、このような状況のもとで、危険を意識して、ある かったことを意味している。したがって、Aの生命の危険がいったん安全化されたのであるから、残っているのは、

## ア ドイツの判例の展開

(b)

意識的自己危殆化行為の介入類型のドイツにおける展開

から、この事例は、むしろ、「不合理な行動」の介入事例として取り扱われるべきであろう。

被害者が、いったん難を逃れながら、「被害者の不合理な行動」によってふたたび危険状況に身をさらしたのである

ドイツの判例は、すでに、プロイセン王立最高法院(preußisch Königliches Obertribunal)の時代に、過失犯にお

ける「被害者の行為」の役割の問題を取り扱った。ここでは、被害者の重大な過失が問題となったが、裁判所は、 の権限のないものが、十分に安全措置を講じられていないビール蔵に立ち入り転落した場合、その者に対するビール 「行為者と被害者の過失の割合を衡量して」、「行為者の過失の優越性」から、有罪を導いている。例えば、立ち入り

酒造業者の過失責任を根拠づけた。(空) すでにライヒスゲリヒトの【16】メメル河事件(RGSt 57, 172)において「自己危殆化」および「承諾にもとづく(3)

他人の危殆化」に対する関与の問題に取り組んだ。嵐の日に、船頭が二人の客を渡し船で渡したが、「二人は、成人 の理解力のある大人であって、その乗船が危険なことを完全に、被告人と同程度に知っていた」がゆえに、自己侵害

を行ったのであって、船頭には監護義務はなかったというのである。この判決は、問題を「過失責任」論の内部で取(4) のみ認められたといえよう。(45) 監督過失の存在を否定したのである。その後の判例において、問題を「過失侵害における同意」の問題として構成し、 によってこれを制限したものもある。当時、学説で強力に主張された「遡及禁止論」は、判例においては、抑制的に もっぱら「因果関係」の枠内でこの問題を取り扱ったからである。判例の中には、「予見可能性」という主観的要件 えないとする。一般的には、ライヒスゲリヒトは、被害者の「共同責任」(Mitschulden)を考慮しなかった。それは、 たないとして、この義務は絶対的なものであるから、被告人はその企てを注意深く実行するという義務から解放され いた。後にバイクが転倒し、Pが死亡した。この事案で、ライヒスゲリヒトは、被殺者の同意は原則として意味をも クに同乗させてもらった際、Pはブレーキが故障していたことは知らなかったが、Aは発車の直前にこのことに気づ れである。後の被害者Pが、後の被告人である一八歳になったばかりで、運転免許を持っていないAの運転するバイ 不可罰を主張した上告を棄却したものがある。一九二五年の【『7】モーターバイク事件(RG JW 1925, 2250)がそ たがゆえに義務に反することもないものでありうる」。いわば、この判例は、成人の自己危殆化行為につき、船頭の 違反を含むというものではない。むしろ、それは事情に応じて合義務的な、または義務によって要請されていなかっ り扱っている。「危険な行為のあらゆる実行が、すでにそれ自体として、それに内在している危険性のゆえに、

Fall:BGHSt 4, 88)においては、「生命の危殆化に対する同意」による正当化は、一般に考慮されないものと論じた。 連邦裁判所は、自己危殆化の問題をさまざまな角度から論じた。まず、一九五三年の【18】喧嘩事件 被害者Dが被告人に喧嘩を挑発したが、その後、Dは、被告人に殴られ死亡した。過失致死罪につき、

六一 (六一)

危険実現連関論の展開(三・完)

その一般的注意義務を果たしたとき、否定されうるものとしたのであるが、ここでは、この問題を過失犯における 裁判所は、「特別の条件」のもとで、行為の義務違反性は、何者かが一定の危険を明確に意識して甘受し、行為者が 「注意義務」の問題として捉えている。判例においては、酔っぱらい運転に危険を承諾して同乗するという事案が一

相手が事故で死亡したという事案である。周知の事例は、一九五五年の【13】オートバイ競争事件(Wettfahrt-Fall: つのグループをなしているが、現在でも引用される周知の事例は、酩酊者と賭をしてォートバイで競争したが、その

は法的効果をもたない」というだけのものであった(BGHSt 7, 112)。その後、後に検討する【18】天然痘の医師事 死亡者の「自己危殆化」に言及した。それは、死亡者は危殆化を認容していたが、「その同意は、殺人行為にとって BGHSt 7, 112)である。連邦裁判所は、この事案につき過失致死罪で有罪を言い渡した。この中で、連邦裁判所は、

さて、連邦裁判所が、「意識的自己危殆化」を同意と無関係な問題と認識したことによって、判例の「転機」と

件(BGHSt 7, 112)において牧師による傷害に対する同意を、同意は将来の行為についてのみなされうると述べて、

この理論構成を否定した。

そして答責的な行動が自己危殆化を可能とした者に帰属されえない」という一般的帰結は、連邦裁判所の第五部の前 の中では、この問題を「同意」の問題ではなく、「別の違法性の問題に位置づけ」られ、「自己危殆化した者の自由な、 な処方に反して、禁断症状の状態において自己危殆化を意識しつつ、その薬物を静脈注射したという一九七八年七月 一八日のいわゆる【40】ジェットリウム事件判決においてである (BGH JR 1979, 429 m. Anm. Hirsch)。この判決 薬物中毒の患者に (ジェットリウムという)薬物を処方した医者の行為について、患者が医者の明示的

出【13】警官の職務用ピストルによる自殺関与事件(BGHSt 24, 342)の判例から導かれるのかどうかについては留

この事案は、したがって、「医師と患者の関係」という特殊な保障人的地位関係にある場合を問題として、この問題 ぎであるとしたのである。医者は、患者に対して、回避可能な危険にさらさないという保障人的義務を負うという。 保されている。ここでは、むしろ、「過失によって自殺者の死亡を惹起した者は不可罰である」という命題は行き過

に取り組んだのであって、まさしく、帰属論の問題については、留保されているのである。その後の【41】ツェレ上

ということから出発し、「因果性」、「義務違反性」および「予見可能性」をその理論的根拠とした。 所の判例を引用して、ヘロインを自ら注射した者による危険の知見は、ヘロイン交付者の過失致死責任を排除しない 級ラント裁判所の判例(OLG Celle MDR 1980, 74)は、ヘロインを交付した者の過失致死責任について、連邦裁判

では、「自己危殆化」ないし「承諾にもとづく他人の危殆化」が、危険創出のときにすでに行われる点に特色がある その後、問題の中心に躍り出たのが、「エイズ感染者」との性交による「危険な傷害」の成否の問題である。ここ

(イ) 事例の類型化

的ないし故意的自己危殆化」の類型であり、事後的介入類型である。第二類型は、「承諾にもとづく他人の危殆化」 人する類型と②第一次的危険創出行為と同時に被害者の自己危殆化行為が共働する類型である。第一類型は、「意識 上述の判例には、二つの類型が含まれている。それは、①第一次的危険の創出の後に、意識的自己危殆化行為が介

自らを故意に危殆化したのではなく、「危険を意識しつつ他人によって自己を危殆化した」と言われている。

の事例であって、被害者は、同時的に行為者の危険創出行為に介入する同時的介入類型である。この場合、被害者は、

これに関するロクシンの区別基準は、介在する第二次的危険に対する「支配」が、行為者にあるのか、被害者にあ 危険実現連関論の展開(三・完)

六三 (六三)

るのかによる区別である。しかし、この区別基準は、これら二類型の構造的相違点を見誤るものである。ロクシンは、、、、、、、、 Bが、自らの過失で事故を起こし、死亡したという前出の【13】オートバイ競争事件(BGHSt 7, 112)につ **両名ともに酩酊していたが、責任無能力には至っていなかったという状態で、オートバイ競争を行なっ** 

危険行為とが「同時」に行われている事例であって、われわれの先の基準からは、「承諾にもとづく他人の危殆化」 いて、これを「自己危殆化」の事例たる第一類型に入れている。しかし、この事例は、危険創出行為と被害者の介入 (第二類型)の事例である。確かに「自己危殆化」の類型においては、被害者が結果への因果を「支配」しているが、

て、被害者の行為を遠隔的に「同時的に支配」しているのである。このようにして、ロクシンの区別基準をこのよう 配は、自車に同乗させる事案のような物理的支配にかぎられない。オートバイ競争においても、競争することによっ それは、すでに行為者の第一次的危険創出行為が「終了」しているからである。これに対して、「承諾にもとづく他 人の危殆化」の類型においては、他人が因果経過を「支配」している。これは、「同時的支配」を意味する。この支

ら、「自己危殆化」の例に含められるべきであろう。もちろん、このことは、「支配概念」の不明確化に導くことにな 感染の事例」も、そもそも「感染するような危険な契機」を作るかどうかは、被害者が「支配」しているのであるか 諾にもとづく他人による危殆化」の事例群に含められるべきものであった。さもなければ、後に例に挙げる「エイズ に「遠隔的支配」を含めて考えるとすると、オートバイ競争の事例も、行為者が「支配」をもつのであるから、「承

険創出行為と同時的な被害者の介入かによるべきなのである。学説の中では、この基準によりながら、後者の類型を むしろ、前述のように、この二つの類型の区別は、危険創出行為の後の事後的な「自己危殆化行為」の介入か、危 る。

と呼び、処罰されるべきでない類型を「他人による危殆化」と呼ぼうとするものであるから、ここでの類型的区別概 も、「自己危殆化」と呼ぼうとするものがある。しかし、この見解は、行為者が処罰されるべき類型を「自己危殆化」(sp)

念とは別の用法である。

(・1) 自己危殆化行為の介入類型

者が、それを吸飲ないし注射したため死亡したという事例群において、判例がその立場を変遷させながら、一定の理 論を樹立していったことが確認されるべきである。 自己危殆化行為が介入する事案においては、まず、麻薬の交付・販売者の責任の範囲については、それを受領した

た者が、注射してすぐに死亡したという事案について、ラント裁判所が過失を否定したのに対して、連邦裁判所は、 当初、連邦裁判所は、このような事案について、麻薬交付者の過失責任を認めていた。ヘロインを被告人から買っ

次のようにいう。

【14】 連邦裁判所一九八一年四月二八日判決(NStZ 1981, 350)

しているか、……知りえたならば十分である」。 ヘロイン販売者は、ヘロインの販売と交付によるヘロイン中毒者の死亡を惹起した場合、刑法二二二条の意味における過失を認 通常、麻薬の購入者が注射をすることを知っているか、予測できたなら、また、交付された物の危険性について意識

【判旨】「刑事裁判所の考察は、麻薬の交付による過失致死の問題の判断にとって重要なそのほかの観点をも看過している。

可能性があれば過失犯として可罰的だという古い過失体系の枠内にとどまったものだと批判する。このような体系は、「「」」 この判決について、シューネマンは、この判決は、行為と結果の間に因果関係があり、行為者によって結果の予見

危険実現連関論の展開(三・完) 六五 ( 六五 )

1212

関法 第四七巻 第一号

れてきているが、保護目的思想の具体化については、論争されている問題も多い。とくに、「他人の自己侵害または 結果の帰属のために因果関係や危険増加論を越えて、「行為と結果の保護目的連関」をも要求することによって過失 すでにエンギッシュの一九三〇年の研究によって克服されているのである。このような体系認識からすれば、判例が、 対決すべきであった。このようにして、シューネマンはこの判決の「理論的論証の不十分な点」を指摘したのである。 自己危殆化に対する過失の関与」の不可罰性については、学説において争われているが、判例は、このような議論と 責任を限定する現代の帰属論を論じていないのは当然である。このような新しい帰属論は学説においては広く認めら その一年後に出た判決においても、連邦裁判所の態度に変更はなかった。むしろ、明確に、自己危殆化の観点にお

## 【43】 連邦裁判所一九八二年一〇月二八日判決(NStZ 1983, 72)

ける検討を必要なしと論じている。

まで三人で向かい、被告人は、強いものなので注意するように述べたが、BとPが注射した後、Pが死亡した。 しいと頼んだが、そのとき、持ち合わせがなかったので、Bが前日被告人から買ったヘロインを分けてやると言った。Bの住居 【判旨】 「そのような禁止された致死的結果をともなうヘロイン交付の事案において、意識的自己危険化の観点が、 被告人は、高度に濃縮されたヘロインを入手し、Bに販売した。ヘロイン中毒者Pは、被告人にヘロインを売ってほ

二条の適用を妨げるものではないことは、本法廷は、繰り返し判示した。この判例は学説において批判されているが、本件につ

き学説による疑念と詳しく対決する必要を認めない」。

次の判例によって、ようやく連邦裁判所は、自己危殆化の原理を考慮する方向に方向転換した。

144 連邦裁判所一九八四年二月一四日判決(BGHSt 32, 262=NStZ 1984, 410=NJW 1984, 1469=MDR 1984, 503=JZ

## 1984, 750 m. Anm. Kienapfel) = | 百回ヒット事件」

沸して、Xは一本、Hは二本「煮沸したブツ」を注射した。その後、XとHは、意識不明に陥った。客が二人を見つけ、救急車 を呼んだ。医者がやって来たとき、Hはすでに死亡していた。注射が呼吸停止と心臓循環障害を招いたのであった。 べたので、使い捨ての注射器を三本手に入れ、飲食店のトイレで、スプーンの上で三個の「百回ヒット」(Hunderter-Hit)を煮 【事実】 被告人Xは、ハードな薬物をやっていることで有名なHと会って、Hがヘロインをもっているが、注射器がないと述

少年裁判所は、XがHの死亡の原因をなした(因果性)という。そして、Hが「軽く酩酊していたこと」は、予見可能だった

(予見可能性)のであり、事象経過は予見しえたから、過失致死罪が成立するとした。

果性を予見できたとしても、過失致死罪で可罰的にはならないのである。その根拠は、次の考察にある。自己答責的に意欲され、 という点にある。このような関与によって彼が、Hの死亡にとって原因となった寄与をなしたとしても、そして、その行為の因 による誘発、可能化、または促進の場合に、可罰的とされないのならば、可罰的ではありえない。このことは、結果が発生しよ ない。自殺または自傷行為に導く自己侵害者の自己答責的な行為を過失によって誘発し、可能にし、または促進した者は、 実現された自殺または自傷行為は、殺人または傷害の構成要件に当てはまらない。したがって、それに関与した者も可罰的では な観点とは、被告人が、彼の友人の故意による自己危殆化に関与したが、その自己危殆化はその友人が自ら望んだものであった 【判旨】 因果性と予見可能性に関する事実審の裁判官の考察は、法的考察に決定的な観点に関係するものではない。そのよう しないとにかかわらない。しかし、関与者が、自殺者・自傷行為者より多い特別の知識をもっている場合は別である。

可能化または促進の場合において可罰的なものとならないならば、可罰的ではない。その者が、義務違反的に予見可能な(また 自殺ないし自己傷害につながる自己答責的な行為を、過失によって誘発し、可能にし、または促進した者は、 自己答責的に意欲され、実現された自殺ないし自己傷害は、致死罪または致傷罪の構成要件に当たらない。自己損傷者の 彼が、

(その根拠は次の考察にある、その詳しい考察は以下の通りである)

危険実現連関論の展開(三・完)

任形式の段階的関係に反する。そこには、評価矛盾が存在する。 は予見された)結果に対する条件を設定したがゆえに、過失致死または傷害として処罰されるとしたら、そのような処罰は、責

- かかわった当該危険は実現したのか(行為者が自傷したかまたは自殺したか)または、「結果」は発生しなかったのかはどうで 成要件該当的でなく、したがって可罰的ではない出来事である事象に関与したのである。 もよい。たんに自己答責的に望まれ実現された自己危殆化を(過失的・故意的に)誘発し、可能化し、または促進した者は、構 自己答責的に望まれ、行われた自己危殆化は、致傷罪または致死罪の構成要件に当たらない。その際、危殆化と意識的に
- らは、彼が危険をその友人よりはよく認識していたということに対する手がかりはない。Hが自己答責的に振る舞ったかどうか は、疑わしい。しかし、この問題についてのこれ以上の認定はもはや不可能であった。したがって、それは被告人に有利に肯定 被告人は、ただ、材料の所持者の意識的な自己危殆化(および自己傷害)を可能にしたにすぎない。認定されたところか

されなければならない。

- 的でない事象は、「関与者」が、他の構成要件によれば可罰的であるような寄与をなしたがゆえに、構成要件該当的になるとい にも、「関与者」の過失致死罪による有罪が問題となるということは、演繹されえない。過失致死の観点のもとに構成要件該当 は、それが妥当する構成要件的範囲においては、その「結果」が自己答責的に意欲され実行された自己危殆化の実現であるとき し可能化し促進する行為を、刑罰によって威嚇しているという事実は、法的判断に影響しない。そのような刑罰威嚇の存在から 麻酔剤法が、この法律の中に書かれた構成要件を充たす行為によって自己答責的に意欲され実現された自己危殆化を誘発
- 基準を「公式化」した。そして、結論的にも、意識的自己危殆化の場合の行為者の責任を明確に否定している。 (ミシ この判決は、自己危殆化原理と本格的に取り組み、その後の指導命題となった「自己危殆化原理」による帰属否定

うことはありえない。

失責任を肯定しようとした。次の判例が、被害者が、意識不明に陥った後、不作為犯が問題になることはありうるこ しかし、その後の判例において、連邦裁判所は、「不作為犯的構成」を持ち出して、ふたたび、麻薬の交付者の過

とを示している。

## 【45】 連邦裁判所一九八四年六月二七日判決(BGH NStZ 1984, 452=StrV 1985, 56)

眠っているだけだと判断し、これに反対した。翌朝、Pは、呼吸麻痺と意識不明から生じた肺炎が急激に悪化し心臓麻痺で死亡 た。頰を叩いたり、頭に冷水を浴びせたりした後、Gは、医者を呼ぼうとしたが、被告人は、危険ではなく、ハシシュの効果で でいた。被告人はPがヘロインの経験があるが、常に飲んでいるわけではないと知っていた。二三時ころ、Pは意識不明に陥っ 【事実】 Pは、先にアルコールを飲んでいたが、Gの住居で、被告人らとハシシュのジョイントを飲み、さらに、錠剤を飲ん

した。ラント裁判所は、不救助罪で有罪とした。

危険が明白に実現した時点での保障人的地位を根拠づけることを妨げない。それどころか、被告人はGが医者を呼ぼうとしたの は、被告人が最初被害者の了解のもとに自己危殆化を可能にしたということによって影響されない。それが不可罰であることは、 違反して交付したことによって被害者の意識不明によって生じる危険状況を事実的に発生させたからである。被告人の作為義務 るべきは、被告人が刑法一三条により、Pの死亡の危険を回避するべき義務を負っているということである。ヘロインを義務に 謬は、Pが意識不明に陥った後の被告人の態度を、(過失)致死罪の観点のもとで検討してはいない点である。まず、考慮され のために与えた点では、過失致死罪を否定したことは問題がない。(このことは、前掲の判決が示している)。ラント裁判所の誤 【判旨】 被告人は、過失致死罪にも問われるべきである。もとより、刑事裁判所が、被告人が死亡者にヘロイン混合剤を吸飲

これに対しては、シュトレ ーの評釈があるが、とくに連邦裁判所の「不作為犯的構成」に対するシュトレーの批判

危険実現連関論の展開(三・完)

を止めている。それが作為正犯か教唆かはここでは問わない。

六九 ( 六九 )

は説得力があるように思われる。以下で、このシュトレーの批判を検討しておこう。

己の答責性において行ったのである。その行為は、その答責性の領域にのみ位置づけられ、先行行為から、侵入窃盗 て、切迫する結果に対する保護に役立つ規範の範囲内にあるときにのみである」。この抽象的説明は、分かりにくい 者の保障人的地位は発生しないのである。この考え方を考慮して、本件を考察すると、薬物の使用による自己答責的 他人を身体と生命の危険にさらすことの禁止と関係しないからである。居住者は、その死につながった危険行為を自 寄ったときにつまずき、階段を落下し、重傷を負ったが、窃盗犯が救助しなかったために後に死亡した。窃盗犯は侵 行為が、まさにその義務において抑制されるべき事柄に向かって進行して行くときにのみであり、そして、したがっ うかが、危険惹起行為そのものが可罰的であるかどうかに、依拠しているわけではない。ただ有害結果の発生に近接 な自己危殆化によってその危殆化に対する答責性は、薬物使用者に移行し、薬物提供者はそれ以降の事象に対する答 入窃盗を行ったために義務違反的に行動している。しかし、殺人罪の責任を負うことはない。窃盗犯の義務違反は、 ので、シュトレーの挙げる例で具体化しよう。侵入窃盗の物音で目覚めた居住者が、地下室の様子を見ようと忍び 反からのみ惹起されうる。そのような事象に対する責任が義務違反を行った行為者に負わせられうるのは、その先行 する危険が、義務違反的行為によって創出されなければならないだけである。その関係は、たんに因果関係ではなく、 生ずるということに求めたが、このテーゼは疑問である。確かに先行行為による保障人的義務が根拠づけられるかど なわち死の危険を防止すべき義務が生じるとし、その根拠を、先行の危険な行為(危険な先行行為)から法的義務が 「規範的関係」が必要である。すなわち、「作為すべしとする法義務は、以後の事象を防止する規定に反する義務違 シュトレーによると、連邦裁判所は、危険状況が発生した後、自己危殆化に関与した者には、差し迫った侵害、す

薬物提供者の答責性はなくなった。しかし、先行行為による保障人的地位は、危険状況に答責的な者にのみ課してよ 責性から逃れたのである。薬物使用者に答責性が移行したことにより、薬物使用によって発生した危険状況に対する

シュトレーが論証したように、危険な先行行為が保障人的義務を発生させるのは、たんに先行行為が「義務違反」

属において、自己危殆化原理によって危険実現連関を否定されている先行行為の「危険創出」が、不作為犯としての 的行為であるというだけではなく、結果発生に対して保護すべき目的をもった義務違反でなければならない。結果帰

結果帰属にはなお意味をもつということはあってはならない。 以上のように、シュトレーの説得的な批判にもかかわらず、連邦裁判所は、次の判例でも、ふたたび、先の不作為

犯的構成を採用している。

## 146 連邦裁判所一九八四年一一月九日判決(BGH NStZ 1985, 319 m. Anm. v. Roxin)

かったことも、Oの死亡に対する原因である。Oが意識不明になった後、すぐに医者を呼んでいたならば、いずれにせよOは助 な注意を払っておれば、すぐに医者を呼ばなければ、Oが死亡するかもしれないことは予見可能であった。 意識不明に陥った後すぐに医者を呼ばなければならなかったであろう。被告人にとっては、客観的に必要で主観的にも期待可能 存している。Oによって意識的に、とくにこれにとって決定的な事情をすべて知った上で赴かれた危険が実現したのである。 これに対して、Oが倒れた後死亡するまでの期間における被告人の行為は別の評価を受けるべきである。被告人は、Oが倒れ、 【判旨】 ヘロインの交付は、殺人罪、とくに過失致死罪を意味しない。〇の死亡は、自己答責的に意欲された自己危殆化に依 医者の救助を呼ばな

危険実現連関論の展開(三・完)

かっていたであろう。

従い、先の「百回ヒット事件」判決【14】の線から離れたといえる。しかし、ロクシンやフュンフジンが批判するよ(55) (55) (55) 回避義務が発生したのでなければならないが、この判決によれば、判決の明確な認定により、危険状況の惹起は被告 うに、この判例は不当である。なぜならば、被告人がその行為によって危険を惹起したがゆえに、先行行為から結果 このようにして、裁判所は、不作為による過失致死罪を肯定した。この判決は、明らかに、前記の【14】の判例に

いというべきである。 的自己危殆化により、不可罰とされたものを、不作為犯に迂回することによって取り消す刑事政策的根拠は存在しな 人には帰属されえないとされていながら、その帰属できない惹起を、結果回避義務の根拠としているのである。意識

しかし、次の判例は、先の判例に戻り、不作為犯的構成を採用しなかった。

## 連邦裁判所一九八四年八月七日判決(BGH NStZ 1985, 25)

状や欠落現象が生じたが、Gは、よりひどい状態でボーデン湖に行き、溺死した。Mは、何回も転倒し、Oは、湖に胸までつ 飲み、さらに鍋に残っていたものを飲んだ。被告人には、それを阻止する可能性はなかった。彼らには、飲んだ後すぐに幻覚症 告人は、その作用を知っていたので、その作用を説明し、「一杯以上は飲むな」と指示したが、Gは、その警告に逆らって二杯 がおの茶(Stechapfeltee)を煮て飲むと幻覚作用があることから、それを作って一緒に飲もうということになった。一八歳の被 した。彼らが焚き火をしていると、幾人かの土地の若者が集まってきたが、その中に被告人がいた。話の中で、ちょうせんあさ 【事実】 一五歳になるGとMは、自転車旅行の帰りに、ボーデン湖のほとりの薬物を使用する場所として知られた場所で露営

【判旨】 事実審裁判官は、本法廷の一九八四年二月一四日の判旨に従った。それによれば、自殺や自傷は、それらが自由に自

かって震えた。被告人は、M、Oに対する故意の傷害罪、およびGに対する傷害致死罪で起訴された。ラント裁判所は、被告

化の事案にも当てはまる。その危殆化に意識的に身をさらした危険が実現したか、または、危殆化された者が、損害は発生しな 己答責的に意欲され、実現された場合、殺人や傷害の構成要件を充足しない。自己侵害者の自己答責的な行為を故意または過失 によって援助した者は、正犯の不存在のゆえに可罰的ではない。同じことは、自己答責的に意欲され、……実現された自己危殆 いことを望んだか、そう信頼したかはどうでもよい。自己危殆化の行為を促進した第三者の可罰性は、優越する知識によって自

少年達が、任意にその茶を飲んだことは明らかである。また、少年達は、その茶の身体的侵害作用を認容していた。その範囲

己危殆化した者よりも危険につきよりよく承知していた場合に生じる。

での危険に関する一五歳の少年の行為は自己答責的だとみなされうる。

えない。 いなかったし、考慮にも入れられていなかった。被告人が、MやO、または死亡したGよりも危険をよく承知していたとはい 自己答責的行為の酩酊状態を越える効果、つまり、自己侵害の酩酊状態で行われた行為は、関与者の誰によっても予見されて

時点では、被告人はその酩酊のために作為も危険の防止行為も行うことは不可能であった。 保障人的地位の問題についてはここでは論じない。被告人が、その促進的な寄与をなしたとき、保障人的地位にはなかった。 確かに、 危険状況を共同惹起したことによって根拠づけられるかもしれない。しかし、その予見できない効果が生じた

ある。これは、 本判決では、不作為犯的構成を、「危険状況の共同惹起」の時点まで遡って認めることを拒否しているが、 私見において、「状況的危険」における不作為犯構成は、不可能であるという理論的帰結と一致する 正当で

結論である。

答責性の原理、 連邦裁判所一九九〇年九月二五日判決(BHGSt 37, 179)においては、「麻酔剤法の規定の保護目的は、 したがって、 意識的自己危殆化の原則の制限を要求する」と述べ、死亡の結果が発生した場合、

危険実現連関論の展開(三・完)

七三(七三)

を刑の加重事由として考慮することは許されるものとする。

## (::) 承諾にもとづく他人の危殆化の類型

問題を別の方法で解決しようとする。それは、行為者による「注意義務侵害」を否定するという方法である。「何人 える行為者の行為の危険性のゆえに、もちろん、侵害されている」のであるから、注意義務違反を否定できないとす というのである(BGHSt 4, 93)。しかし、これに対しては、「一般的注意義務は、一切の一般的に許された危険を越 る事例群である。その意味では、事後に、被害者の第二次的な自己危殆化行為が介入する第一類型とは本質的に異な る。この類型は、過失犯において、「危険」に対する「同意」が問題になる事案である。しかし、結果犯においては、 「結果」に対する同意がなければ、結果を正当化することはできない。先に紹介したように、ドイツの判例は、この「結果」に対する同意がなければ、結果を正当化することはできない。先に紹介したように、ドイツの判例は、この 前述のように、この類型は、行為者の危険創出行為の時に同時的に被害者の将来の危険に対する「承諾」が存在す 一定の危険を明らかに認識して認容し、行為者がその一般的注意義務を満たしたとき」、注意義務違反はない

は、危険を、危険に陥れた者(行為者)が大目にみるのと同程度まで大目にみなければならない。この前提が存在す て、危険に陥れた者(行為者)と同じ責任を負わなければならない。その代わりに、危険にさらされた者(被害者) あって、付け加わった別のミスの結果であってはならない。②危険にさらされた者(被害者)は、共通の行為に対し この二類型は同等ではない。同等性は、次の二つの前提のもとで確保される。①損害は、介入された危険の結果で いて、自己危殆化を行った者の方が、他人によって危殆化された者より、事象に対して多くの寄与をなしているから、 この類型は、先の「自己危殆化」類型と実質的にどう異なるのであろうか。ロクシンによると、事象の操縦力にお

るなら、その者は、危険を「引き受けた」のである。 (g)

況的危険段階における介入事例ではなく、直接的危険の創出段階にすでに介入している特殊な事例類型に属するので 徴は、その危険創出行為そのものに被害者が関与している点にある。したがって、この類型は、間接的危険段階や状 造に差があるのである。後者の類型においても、行為者の行為による「危険創出」は否定できない。後者の類型の特 危険を意識しつつ、これに介入するか、将来の危険状況に対して危険創出行為を「共同」して行うかという事例の構 しかし、この二つの類型は、結果の「支配力」に相違があるのではない。それは、すでに既存のものとなった創出

諾による共同的危険創出行為から、自らに損害結果が生じたとしても、被害者は、その結果に対して、行為者にそれ 客観的帰属論における処理が必要である。その場合、危険創出段階において被害者が、いわば「共同正犯的に」事象 る場合には、過失犯における「同意」の構成も可能である。結果に対する黙示の(推断的な)同意もない場合には、 の形成に対して、すなわち、結果の発生に対して関与しているという点が重要である。そのような危険な行為への承

ある。それゆえに、例えば、軽微な傷害については、被害者がその危険のみならず、「結果」の発生をも認容してい

を行為者に帰属させることはできないのである。 生させ、同乗者が負傷したという事例において、同乗者は、すでに運転者の危険創出行為に関与しており、その結果 例えば、同乗者が、運転者に対して、スピードを上げるように強いて、制限速度に違反させ、そのために事故を発 を帰属させることはできないのである。

イズ患者の責任の問題である。まず、「エイズ患者」との同性愛性交が、意識的な自己危殆化に当たるかについては、 ドイツの判例において、この類型の行為が問題となったのは、「エイズ患者」との性的交渉をもった者に対するエ

危険実現連関論の展開(三・完)

七五 (七五)

次の判例がある。

# 連邦裁判所一九八八年一一月四日判決(BGHSt 36, 1=JuS 1989, 761=NJW 1989, 781=NStZ 1989, 114)

同性愛関係をもった。ただし、感染したことは証明されていない。ラント裁判所は、被告人を「危険な傷害の未遂」で有罪とし も含めてコンドームを使わない性交によって相手に感染させる危険があることを説明した。その後、被告人は、少なくとも三回、 **【事実】 被告人は、アメリカ人男性であったが、エイズ・テストを受けた結果、HIV感染が認められ、医師は、ホモ行為を** 

事情は異ならない。彼は、そのような場合にも刑法上の保護を要求できる。同性愛者や売春婦は、エイズに対して非常に敏感で 可罰にとどまるものではない。最近の判例――とくに共同して麻薬を吸飲する際の死亡事故に関する―― 隠して、自分と性的関係をもたないことを信頼してよい」。 あるといわれている。「このような根拠からも、相手方は、原則として[このような人物は]誰もその感染を知りながらこれを 交にこの法原則をそもそも適用できるのかは、ここで決定するを要しない。いずれにせよ、行為者の可罰性は、「優越する知識」 具体的危険を認識していなかった被害者が、いわゆる「危険グループ」に属する人との性交を行うことを計算していたときにも、 について情報を与えられていないのであるから、感染していることを知っている行為者の知識は、これに当たる。感染について によって自ら危険にさらす者よりは危険をよりよく理解できたときにはじまるのである。相手方は、行為者が感染していること 自己答責的に意欲され、実現された相手方の自己危殆化の観点からも、なくなることはない」としたが、正当である。 被告人の行為は、「自己危険にもとづく行為」の観点のもとでも、相手方によって意識的に赴かれた危険の観点のもとでも不 【判旨】 危険な傷害の故意は認められる。ラント裁判所は、「被告人の可罰性は、いわゆる許された危険の観点のもとでも、 -が、HIV患者との性

エイズ感染に関する上級審の第二の判例は、バイエルン最高裁のものである。この判決では、感染者の責任が否定

## 150 バイエルン最高裁一九八九年九月一五日判決(BGH NJW 1990, 131:JR 1990, 473)

どについても詳しく指示された。被告人は、その後、一六歳の女子高生Hと付き合い、性交の前にエイズ感染の危険性、その死 果は認められなかった。陪審裁判所は、危険な傷害の未遂の罪につき無罪とした。ラント裁判所も、一審を支持した。 に至る可能性について話し合い、被告人ははじめ防護法を用いない性交を拒否したが、ついにこれを許した。Hには、感染の結 【事実】 被告人は、医者から自分がエイズに感染していることを告げられた。その際、性交による感染の可能性やその効果な

【判旨】「HIV感染を知って証人と防護措置なしに性交を行った被告人は、危険な傷害罪の未遂の構成要件を実現するもの

ではない。その理由は、彼は、自己答責的に意欲され、実現された証人の自己危殆化に共働したにすぎないからである」。

事象に対する行為支配を行い、「被害者」がたんに危険な行為者の行為の作用に自らをさらし、その結果、彼の運命が最終的に 他人によって迫り来る危殆化に、危険を完全に意識して自らをさらしたとき、したがって、行為者が単独で法益の危殆化を導く すでに存在する危険に赴いたときに存在する」(傍点引用者)。これに反して、承諾にもとづく他人による危殆化は、何人かが、 とづく他人の危殆化の事例が与えられたわけではないからである。自己危殆化は、何人かが、自己危殆化行為に着手し、または、、、、、 所によって行われた事実認定によると、被告人は、自己答責的に意欲され実現された自己危殆化に関与したにすぎず、承諾にも 法廷は、この法原則は、本件において、エイズ感染者との性的交渉にも適用できるという見解を採る。というのは、ラント裁判 危殆化のために展開された法原則が、エイズ感染者との性的交渉に適用できるかどうかについては、開かれたままにした。「本 その一九八八年一一月四日の判決において、連邦裁判所は、もちろん、自身によって自己答責的に意欲され、実現された自己

本件においては、「それぞれ承諾して行われた性交にあっては、両当事者は事象を共同で支配している」。たとえ、被告人が、

「行為者」の掌中にあるときに、認められる。

属されるべきである」。 与する者が行為支配の共同の担い手であるとしても、その危殆化は―意欲された自己危殆化として―被害者の答責性の範囲に帰 れた自己危殆化にのみ共同作用したという認定に、妨げとなるものではない。「被害者とならんでさらに事象に必然的に共同関 証人とならんで行為支配の共同の担い手であるということから出発するとしても、このことは、被告人が、自己答責的に意欲さ

争を行ったからこそ「危殆化」が生じたのであって、この事例について危殆化は、たとえ最終的責任が被害者にある このロクシンやヘルゲルトの説明には論理と基準のすり替えがある。ロクシンが、「自己危殆化」の例であるとした 自分に注射させた事例と比較できる」(傍点引用者)。この見解は、ヘルゲルトによっても唱えられている。しかし、 危殆化に関与したという観点から取り扱われている。しかし、危殆化はもっぱら感染者から由来し、相手方は、この せしめていることである。ロクシンは、次のようにいう。「このような事案は、しばしば感染者がその相手方の自己 属基準を適用しようとするのである。また、われわれが先に見たように、本件の事案に、「共同正犯」的性質を認め その場合、事象の「支配」は、被害者にあることになる。それによって、ヘロイン事例によって展開された判例の帰 オートバイによる競争の事例では、「危殆化」は誰に由来するのであろうか。少なくとも、被告人(行為者)が、競 危殆化にさらされたにすぎないのであるから、承諾にもとづく他人の危殆化が問題となる。それは、何人かが麻薬を ている。そして、共同の行為支配であっても、被害者の「支配」が認められるから、帰属を否定できるとするのであ この判例は、まさしく先に紹介したロクシンの分類法に従って、本件の事例を「自己危殆化」の類型に位置づける。 しかし、興味深いのは、このエイズ事例を、ロクシン自身は、「承諾にもとづく他人による危殆化」の類型に属

としても、「もっぱら」被害者に由来するとはいえないであろう。他方、エイズ事例は、危殆化は、病原菌を行為者

たがって、被害者の「支配」も認められる。このようにして、ロクシンの基準は、十分な根拠をもって判例により、 らない。この被害者の危殆化は、被害者の共同の危険な危険創出行為(性交)によってはじめて生じたのである。(৪) がもっているのであるから、確かに「行為者に由来して」いる。しかし、危殆化とは、被害者の危殆化でなければな 「自己危殆化」に含められ、「承諾にもとづく他人によにる危殆化」とする必然性はないのである。これはとりもな

おさず、ロクシンの区別基準が不明確であるということに由来する。

為によって創出した」ともいう。この叙述は、矛盾している。「客観的事象経過の後」の自己危殆化と、「自己の行為 自己危殆化の事例であるとしたいという願望が、論理の背後に隠されており、それが論理を曇らせているのである。 ない命題である。いずれにせよ、デリングにとっては、自己危殆化の事例は、不可罰に導くという大前提があって、 による危険の創出」(性交)のときの「自己危殆化」は、後者があれば前者が当然存在すると考えなければ両立しえ に存在する」として、自己危殆化の事例であるとする。しかし、同時に、「証人(被害者)は危険を直接に自己の行 与えられている。このような自己危殆化は、被害者自身が直接に危険を根拠づける行為に対する支配も行使したとき この事件を評釈したデリングも、「いわば共同正犯的な危険設定の事案でも、客観的事象経過の後に自己危殆化が

創出に関与したことが、そこから生じた結果に対する答責性の範囲を被害者の範囲にとどめるよう作用するのである。 「支配」がない場合もありうる。しかし、ここでは最終的「支配」の有無が危険実現連関の中断に意味をもつのでは 危険創出行為段階からの「共同の危険支配」が、帰属を否定するのである。被害者が、危険創出段階で、その

危険実現連関論の展開(三・完)

ではなく、危険創出行為の際の同時的な介入の例だからである。確かにこの場合、危険創出後の因果経過に対する

私見によれば、本件は、「承諾にもとづく他人の危殆化」の類型の事例である。なぜなら、危険創出行為後の介入

ような場合には、行為者の責任は、被害者の自己答責的な行為の介在によって中断されるのである。この意味におい 被害者は、完全に自らの行為の危険性を認識し自己答責的に振る舞っているので、行為者の「道具」ではなく、また、 いうことができる。しかし、行為者に責任を媒介する被害者の行為寄与は、不可罰な「自傷行為」である。ここで、(%) に求められる。「共同の危険支配」の事例においては、行為者の責任は、被害者の行為寄与を通じて、結果に及ぶと は、互いに、他方の結果に対する責任は、もちろん、他方を通じて結果を惹起し、それが客観的に帰属されうること 傷害罪についての他人の危殆化の事案については、その根拠は、次のように考えることができる。共同正犯において 可罰的な行為を行っているわけでもないので、可罰的違法性もない行為であり、共犯も成立しない事例である。この

が存在するので、殺人が問題となる場合には、共同正犯であるがゆえの不可罰性は論証できないことになろう。 を事実上補完する意味をももつであろう。また、とくに、日本刑法においては、自殺関与罪(二〇二条)の処罰規定 わけではないが、重大な傷害については、「同意」の有効性に疑義がありうるので、上のような理論構成は、 現連関を否定する根拠である。この類型の場合、もちろん、「過失犯における同意」の理論によっても解決できない このエイズ感染事件は、危険な傷害罪の事案であることも、この「承諾にもとづく他人の危殆化」の事案の危険実 てバイエルン最高裁のこの部分の論証は支持できるものと考える。

### (5) 第三者の故意行為の介入類型

意行為が介入する事案である。前述のように、この類型には、危険創出行為後の介入類型と危険状況創出行為後の介 ここで採り上げるのは、「自己答責的規範違反」行為の介入の類型である。具体的に言うと、それは、第三者の故

入の類型の二つがある。ここで、理論上、とくに問題なのは、圧倒的に、後者の類型であり、「過失共犯」が問題に

なりうる類型である。ドイツにおいては、故意犯に対する過失の共犯の成立は、一般的に否定されている。しかし、

理論的には、問題にならないわけではない。これに対して、わが国においては、前者の、過失犯の実行後に、故意行

為が介在する事案について問題とされている。

ドイツにおける判例

まず、ドイツの判例に現れた危険状況創出行為後の「故意行為」の介入の事案を検討しておこう。

# 【51】 ライヒスゲリヒトー九二七年六月一四日判決(RGSt 61, 318)(屋根裏部屋火災事件)

があった際、建築法に違反して作られた屋根裏部屋から逃げることができず、Mらが焼け死んだ。 【事実】 被告人両名は、彼らの所有する工場の屋根裏に部屋を作り、M一家を住まわせていたところ、原因不明の倉庫の失火

能力のある第三者の行為によって、介在原因が設定され、それがなかったならば結果が発生していなかったからである。そのよ 【判旨】 被告人の行為は、焼死という結果の原因である。上告理由は、いわゆる因果関係の中断を主張する。なぜなら、

しても、被告人によって設定された因果経過はこのような第三者の故意行為によって中断されるものではない。なぜならば、こ かし、火事がたとえ故意によって発生させられたものであったとしても、また、行為者がその際、殺人の故意で行為していたと うな行為を、認識しうる危険にもかかわらず、自己の危険において、危険な家に住み続けたM一家の行為に認めるのである。し

能性は肯定される。 のような場合でも、被告人によって設定された原因は、違法な結果の発生、つまりM一家の死亡の発生に作用するからである。 ここでは、結果の予見可能性という主観的要件が重要である。注意を払っておれば、結果は予見できたといえるから、予見可

このように、ライヒスゲリヒトは、故意行為の介入について一般的に「遡及禁止」を認めたのではなく、むしろ、

危険実現連関論の展開(三・完)

八一(八一)

「予見可能性」が肯定されるものとしたのであった。同じく、状況的危険創出行為後への介入の事例に当たる次の判

# 【12】 ライヒスゲリヒトー九三〇年一〇月二日判決(RGSt 64, 316) = (嬰児殺事件)

例にも、この「予見可能性」基準が用いられている。

行った。陪審裁判所は、娘を嬰児殺(二一七条)で、母親を過失致死罪(二三二条)で有罪と判示した。 【事実】 被告人は、二一歳の未婚の娘の母親であったが、娘が、出産した直後の嬰児を殺害したとき、家を離れて馬小屋に

告人は、故意による殺人が介在するから、因果関係の中断であると主張した。 告人がそばについておれば、娘は嬰児を殺すことはなかったであろう。また、被告人は、その不作為の結果を予見していた。 【判旨】 母親は、第一次的に子供の生命を維持する義務を果たさなかったとき、これを第二次的に果たす義務を負う。

その余地があるとした。遡及禁止を否定することが不当な結論を導くということを、事例に即して説明しようと試みられるに当 多くの因果系列において相前後して関係し、したがって相互に依存し合っている条件を刑法上すべて考慮することのあまりにも たっては、予見可能性の要件という予防措置が、適切に考慮に入れられているわけではなく、しばしば稀有で特殊な事象が事例 行条件への遡及は、第三者によって過失で設定されたときにも、また、第三者が自由に意識的に違法な結果に作用したときにも、 厳しいことの代償として、予見可能性の要件を認める。この原則は、後にライヒスゲリヒトで維持され、さらに展開されて、先 によってもたらされた傷害との死の因果結合は、それゆえ考慮されなければならないと判示した。ここで、ライヒスゲリヒトは ヒスゲリヒトは、まず、被害者自身の事後の行為が致死結果の発生に本質的に寄与した事案を有罪とした判決において、行為者 責任を問われうるという見解が唱えられている。ライヒスゲリヒトは、しかし、先行行為への遡及の禁止を認めなかった。ライ べき原因の圏内から除外されうるものであり、そのような先行条件を設定した者は、共犯の要件を満たすかぎり共犯としてのみ 「もちろん、学説においては、自由に意識的に、結果の惹起に向けられた条件の先行条件は、刑事裁判官によって考慮される

るように検討されるべきであり、そのことは、その理論が、判例にとり有害であることを示している」。 が、社会事情の中で繰り返し生起し人間の営みを生み出すのである。それらに即して、遡及禁止論の有用性がもっと信頼のおけ として利用される。生活は、これに比べて、もっと単純に営まれる事象であることを多数示しているのであり、そのような事象

を肯定できるものとするのである。次の判例においても、状況的危険創出後の故意行為の介入が問題となっているが、 このようにして、ライヒスゲリヒトは、遡及禁止論を「有害な」ものとして、「予見可能性」があれば、過失責任

# 【13】 ライヒスゲリヒトー九三〇年一二月一七日判決(RGSt 64, 370)(毒殺事件)

「遡及禁止論」が基本的に拒否されている。

【事実】 wは、彼の妻を毒殺した。Mは、毒薬を入手し、wに渡した。Mは、謀殺の共犯として起訴されたが、陪審裁判所で

無罪とされた。

しかし、原審は、Mの過失を検討してはいない。 【判旨】 MはWの行為に故意で関与したものではない。また、Mは、Wがその妻を殺害することを予測していたともいえない。

は、まさに故意行為の介在の場合にも、行為者の違法な結果への共同作用を肯定したが、これは、本件でも確認される。 うに「故意行為」が介入した事案ではなく、「過失行為」が介入した事案が扱われた。RG 61, 318(【fi] 屋根裏部屋火災事件) まず、因果関係は、存在することは疑いがない。しかし、それが「中断」しないかが問題である。従来の判例では、

律が例外を規定していない場合にはどこでも、無制限に有罪とされるべきである。したがって、故意行為について、刑法四八条 過失行為に付け加えられた故意行為が、今や結果がもはや過失行為に遡及させられないというような場合にのみ、妥当する。法 および四九条において行われた規定からは、学説においてしばしば引用される反対の結論は正当化されない。上述の二つの規定 過失行為は、このような競合の場合にも、最終的結果の一条件として、この結果に対する一つの原因である。反対のことは、

八三(八三)

係にもかかわらず、教唆者および幇助者が、他人の行為への共犯者として問題とされうる場合に関する法的規定である」。 の枠内でのみ『遡及禁止』の妥当性が認められる。すなわち、それらの規定とは、それ自体としては疑いもなく存在する因果関

## 154 連邦裁判所一九五三年一二月三日判決(BGH MDR 1954, 150)(強制収容所逃走者射殺事件)

**【事実】 強制収容所の看守Aが、囚人Bを虐待したが、さらに虐待を受けるのを逃れるため、Bは、逃走したが、Aに追跡さ** 歩哨線に入った。警備兵は、誰何することもなく、Bを射殺した。

識できるようなさらなる傷害と関係するのである」。 いうことを前提とする。この種の虐待を、AはBに与えたのではない。むしろ、Aの死亡を惹起した歩哨の行為が、外部から認 六条の刑の加重は、故意による傷害そのものが、すなわち、人間の身体にもたらされる直接の影響が被害者の死亡を惹起したと 及しえないときにのみ、因果関係を排除する(……)。本件の事案においては、Aの行為を取り除いて考えると、必ず、歩哨線 を招いたのだから、因果関係がないという見解は誤りである。被害者の故意的行為は、それが結果がそもそも行為者の行為に遡 に入るというBの決意が欠落することになる。したがって、Aの暴行と致死結果との間には因果関係が存在する。しかし、二二 【判旨】「Aの行為と、歩哨の射撃によって生じたBの死亡との間には、歩哨線に逃げ込むというその決意が新たな因果連鎖

的加重犯の事例であるにもかかわらず、条件説によって因果関係を肯定する。前に引用したが、ここでもう一度引用 から被害者の死が惹起されなければならないという理由で、加重結果の帰属を否定したのである。次の判例は、結果 本判決では、条件関係の存在を認めながら、結果的加重犯においては、基本的行為による「直接の身体への影響」

## 【53】 連邦裁判所一九六四年七月一四日判決(BGHSt 19, 382)

【事実】 被告人は、ある少女Rをトラックに監禁して走行したが、少女は、そこから落下し、路上に頭をぶつけて、脳に損傷

を負い、死亡した。監禁致死罪の成否が問題となった。

かったからである。 死的傷害を負った場合でも、 て唱えられているものと異ならない(条件説)。したがって、死亡は、被害者が、逃走しようとする試みに際して、直接的に致 彼女の死亡は、自由の剝奪によって惹起されたのである。惹起の概念は、ここでは、一般に結果の惹起につき、刑事判例によっ 【判旨】 Rが、自ら車から飛び下りたか、望まずして転落したのかは、決定的な問題ではない。そのいずれの場合であっても、 自由剝奪によって惹起されたのである。自由剝奪なくしては、本件において死亡は発生していな

為が心理的準強制下にあり、自己答責的行為とはいえない点が重要である。 よって結果が惹起された場合であっても、結果の帰属を肯定したものであるが、危険実現連関論からは、被害者の行 本判決は、条件説によって因果関係を認定し、自由剝奪行為そのものではなく、 直接の行為としては、 逃走行為に

(b) ドイツにおける学説

的に可能ならしめた背後者にも客観的に帰属されうるかどうかは、争われている。この問題については、原則的に、 遡及禁止論によって、人間にはその行為の支配可能な結果は帰属されうるが、過失によって可能化された故意行為に ドイツにおいては、故意によって完全に責任のある第三者によって実現された不法結果が、この故意行為を非故意

はまさにそれが欠けているという根拠から、帰属は否定されている。

背後者にも客観的に帰属することは排除できないとする見解がある。このような見解を展開しているのが、オットー である。オットーによれば、正犯でない過失共犯の形態も存在するとされ、問題はその区別基準である。「正犯」の しかし、これに対しては、他人の故意行為の支配は原則的には全く可能なことだから、不法結果を故意行為者にも、

は、その人が結果を根拠づけまたは増加したときにのみ、ある人にその人のしわざとして、帰属しうるとする。ここで、その人が結果を根拠づけまたは増加したときにのみ、ある人にその人のしわざとして、帰属しうるとする 的行為規範がすでに危険の創出を禁止しているものに属しているかどうかである」とする。しかし、このような原理 から決定的な問題は、「具体的な、構成要件該当的結果を惹起する事象経過が、いまだ、それを防止するために、法 上の行為規範の対象が、結果の惹起のみならず、結果の発生に実現した危険の根拠づけないし増加であるとし、結果 の操縦可能性のもとにある事象に対してのみ、行為者は答責的なのである。次に、操縦可能性の対象としては、 要なのは、事実的・規範的連関であるが、この連関は、行為者による事象の操縦可能性によって根拠づけられる。 答責性領域を他人の答責性領域から区分することが重要である。結果をある人にそのしわざとして帰属するために必

の解釈によって求められなければならないのである。 はや答責的でない状況を創出したからである。しかし、実際には、それぞれの答責性領域は、個々の命令・禁止規範 増加に対する前提として利用した第二の行為者は、それによって第一の行為者がそのもともとの行為にもとづいても

を具体化することが問題であるが、そこでは、遡及禁止原理が重要であり、故意行為の介入する場合は、原則として、

「帰属連関の中断」であるということができる。なぜなら、第一の行為者の行為を自己答責的な危険根拠づけないし

られていたかに集中する。したがって、この問題の解決は、個々の特別の犯罪構成要件に含まれた義務要件の分析にられていたかに集中する。したがって、この問題の解決は、個々の特別の犯罪構成要件に含まれた義務要件の分析に 従って他人の故意行為を可能ならしめ促進することをやめるように義務づけられていたかどうか、どの程度義務づけ 的に結果発生に実現したかである。したがって、問題は、第一の行為者が、それぞれ考察にのぼる過失構成要件に たんに、背後者がその行為をもって義務違反的に、他人の故意行為による結果惹起の危険を創出したか、それが最終 このことは、ルードルフィによっても同様に考えられている。ルードルフィによれば、帰属について決定的なのは、

ばならないというのである。 て、一般的な遡及禁止かそれとも第一行為者の原則的責任を肯定するかの二者択一は、区別的考察に道を譲らなけれ よってのみ獲得されうる。そこから第一の行為者の可罰性に関する問題は、一般的な解答は不可能であり、したがっ

に対してではないということであり、したがって原則的に、その共同体の構成員が適法に振る舞い、それに対する具 この問題の解決の出発点は、原則として人は、自分自身の行為に対してのみ責任を負うのであって、第三者の行為

である。しかし、間接的な惹起者の責任は、その者が彼自身によって間接的に惹起された損害結果を回避すべき保障 体的な手がかりが与えられた場合にのみ、第三者の犯罪行為を予測しなければならないという原則を作り上げること

わが国の判例

わが国の判例において、

人として義務づけられていた場合には肯定されるべきである。

に、第三者に故意でふたたび川に投げ込まれ溺死したという事案があるが、この事案は、状況的危険段階への介入の その後、第三者の故意行為が介入した事案としては、前出の【8】の殴打の後川に投げ込んだが、岸に上がったとき

創出された危険が、いったん準平常化されたようにみえるが、継続作用しているときに、

関係」の問題と取り組んだのが、昭和四二年の「米兵轢き逃げ事件」に関する最高裁の決定である。この事案は、危 険創出行為後の故意行為の介入の類型に属する。 事案である。危険創出行為が終了した後に、間接的危険段階において故意による介在行為があった場合の「相当因果

## 155 最決昭和四二年一〇月二四日刑集二一巻八号一一一六頁(米兵轢き逃げ事件)

被告人は、 普通乗用車を運転中、過失により自転車に乗っていた被害者Aを跳ね飛ばし、 Aは被告人の運転する自動

危険実現連関論の展開(三・完)

八七 (八七)

車の屋根に跳ね上げられ、 被害者の身体を逆さまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させ、打撲にもとづく脳クモ膜下出血などによって死 ロメートル隔てた地点で、自動車に同乗していたBが、これに気づき、時速約一○キロメートルで走っている自動車の屋上から 意識を喪失したが、被告人はこれに気づかずそのまま運転を続けて疾走するうち、衝突地点から四キ

被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない」。 させるというがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、…このような場合に被告人の前記過失行為から (決定要旨) 「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスフアルト舗装道路上に転落

れば、本決定は、間接的危険段階において、「他人の故意行為」が介入した場合には、帰属連関が中断されるという ことも周知である。しかし、この決定は、上の引用からも明らかなように、「同乗者の予想外の行為」の介在に着目 はもっと大きな帰属論の枠組みの中に位置づける方が誤りがないといえよう。ここで展開された危険実現連関論によ 表現を用いたことによって、学説においては、この決定が相当因果関係説を採用したものと評価されることになった。 えないものだとしているのである。この判例が、「経験上予想」可能かどうかという「相当因果関係説」を思わせる であるとして、相当因果関係説に関する戦後の議論の切っかけとなった周知の決定である。とくにこの事案について しているのである。それは、文中明言されてはいないが、同乗者の「故意」行為の介入によって「経験上予想」され は、経験上の通常性の判断を「一こま一こまの連続性」を判断することによるという学説がこれによって展開された 本決定は、わが国において、最高裁がはじめて相当因果関係説を採用し、そこの事案ではその存在を否定したもの モザイク的に帰属基準を積み重ねていくという方法論を採っている判例の立場からは、 相当因果関係説より

帰属基準を適用したものということができる。

### (6) 行為者自身の故意行為の介入類型

ある。次の決定は、第一の過失行為の結果に対する「因果関係」を否定する。 発」する可能性があることであり、とくに、動機連関においては、「経験上の通常性」を欠くとは言い切れない点に ないと思われるが、第二行為は、第一行為の行為事情の中で、外面的にも行為者の内面においても、第二行為を「誘 者自身の故意行為の介入の特殊性は、第一行為が過失なので、第二行為が予め計画されている場合はほとんどありえ わが国の判例には、過失による行為者の第一の危険行為に行為者自身の「故意行為」が介入した事案がある。行為

## 156 最一小決昭和五三年三月二二日刑集三二巻二号三八一頁(熊撃ち誤射事件)

を見て、むしろAを殺害して早く楽にさせその場から逃走しようとして、一メートルの至近距離から銃弾一発を発射して死亡さ でいるものと思って、Aの黒い影を見て猟銃を発射し、Aの下腹部などに命中させた。この銃創によりAの断末魔の苦痛の様子 ので、Aを誘って帰ろうとしたが、Aが見つからなかった。途中で、山小屋の中から物音がするのを聞き、そのなかに熊が潜ん 【事実】 Xは、AおよびBとともに熊を撃つ目的で山林に入った。それぞれ熊を探して別の道を行ったが、発見できなかった

による傷害の結果が発生し、 とした。第二審は、「第三発目の銃弾による銃創の部位にも微量の失血があり、死期を早からしめた」ものとし、「被告人の過失 行はこれにより断絶したものと評価せざるを得ず、結局被告人の判示第一の所為は業務上過失致傷を構成するにとどまる」もの 検察官は、第一の行為は業務上過失致死罪であると主張したが、第一審は、第二の行為によって「第一の所為による因果の進 致死の結果が生じない時点で、被告人の殺人の故意による実行行為が開始され、既に生じていた傷

八九 (八九)

第一号

人既遂であって、 新たな傷害が加えられて死亡の結果を生じたもの」として、第一の行為は、過失傷害にとどまり、 両者は、併合罪の関係にあるとした。 第二の行為は、殺

した原審の罪数判断は、その理由に首肯しえないところがあるが、結論においては正当である」。 【決定要旨】「本件業務上過失傷害罪と殺人罪とは責任条件を異にする関係上併合罪の関係にあるものと解すべきである、と

の意味における因果関係が存在することはいうまでもなく、したがって、決定のいう因果関係の「断絶」という概念 本事案について、第一行為たる過失行為と結果との間には、「因果関係」を欠くというのが判例であるが、条件説(28)

は、条件説の意味においてではない。危険実現連関の存否については、ヴェーバーの概括的故意の事例における自己 の「過失行為」の介在と同じく、自己の「故意行為」の介入は、稀有で異常な動機連関を意味するものではない。第 一の過失行為の危険は、第二の故意行為を通じて結果に実現しているというべきである。ただし、この結果の発生は、

故意既遂罪においてのみ評価される。決定が、併合罪としたのは不当である。(ヤロ) 第二の故意行為の結果によって罪数論上すでに評価されているので、第一の過失致死罪は、包括一罪として、第二の

#### (7) 他人の自己答責的・義務的救助行為の介入類型

自己答責的救助行為の介入類型

この事例群の基本的構造は、次のような事例によって特徴づけることができる。つまり、行為者が、義務に反して、

の意識的な自己危殆化の高い可能性を作り出したというものである。例えば、Xが故意または過失によって住居に放 ある法益に対する危険を創出し、それによって第三者が危険な救助行為を行うよう動機づけたことによって、第三者

意に隔離病棟の患者と接触した病院牧師の傷害結果に対して、天然痘にかかった医者の行為が帰属されうるかどうか 火したところ、家人または財産を救おうとした救助者が被害を被ったといった事案がそうである。次の事案では、任

## 157 連邦裁判所一九六二年七月一〇日判決(BGH 17, 359)(天然痘の医師事件)

が取り扱われた。

【事実】 医師Xは、一九五八年にインドとセイロンへの調査旅行から天然痘にかかって帰国した。Xは、 その病気の種類につ

患者や、医師にその病気を感染させた。病院の牧師も、隔離病棟の患者のもとに赴いたときに、感染した。一人の医師と一人の いて明らかではなかったにもかかわらず、健康状態を検査することなく、大学病院の勤務についた。Xは、 直接または間接に、

ラント裁判所は、被告人Xを二件の過失致死および一五件の過失傷害で有罪とした。

患者がその病気で死亡した。

よって被告人を有罪とする点にも法的疑問はない。刑法二二六条aは、過失傷害にも適用がある。しかし、この規定は、ここで 【判旨】「連邦検事の見解とは違って、自由意思で患者の世話をするために、隔離病棟に赴いた病院牧師に対する過失傷害に

は問題にならない。医師と病院の職員が天然痘にかかったかぎりは、彼らには、刑法二二六条aの適用は、考察にのぼりえない。

ありうる感染に対する任意の法的に重要な同意と説明することは考慮の余地がありえないからである。しかし、そこから、いま なぜならば、彼らは、 の意思により、 隔離病棟に赴き、そこで病者を精神的に世話するという牧師の決意は、牧師の天然痘の発病にもつながったその実行を、 確かに精神的世話の責任を負うが、地裁がいうように、「任意」に振る舞ったがゆえに、刑法二二六条aの意味 天然痘にかかった者を世話したことにより、法的義務を果たしたのであって、したがって、その行為を、

における同意であると説明されるという帰結にはならない。……同意は、必然的に、目前の、将来の第三者の行為に関係しなけ ればならない。したがって、いずれにせよ、牧師の行為に、彼がそのために隔離病棟に赴いた患者の将来の作為または不作為に

九一

(九一)

危険実現連関論の展開

失行為にも、この「同意」を及ぼさせることは問題ではない」。 対する同意をみいだすことは考えうるかもしれない。しかし、牧師が隔離病棟を訪れたときにはすでに終了していた被告人の過

らである。 ちうるであろう。これは、意識的に創出された危険に救助するために自己答責的に赴く事例に数えることができるか 属の問題として本問を捉えるとき、行為者への結果帰属にとっては、この自己危殆化に対する「同意」は、意味をも ように、被告人の行為はすでに行われてしまっており、過去の行為に対する同意は問題にならない。しかし、結果帰 この判例は、過失犯に対する「同意」の問題として本問を解決しようとしている。その意味では確かに判決のいう(87)

例に現れた。 近年、この第一の危険が惹起された後の、救助者の救助行為の企てが、その死亡につながった典型的な事案が、 判

## 連邦裁判所一九九三年九月八日判決(BGHSt 39, 322)(弟救助死亡事件)

三〇七条一号の適用は、被害者が放火のときその建物の中に居なかったので、認めなかった。 て、死亡した。原審は、Kの死につき刑法三〇七条一号のとくに重い放火を適用し、Mの死については、過失致死罪を適用し、 づき、二階から何らの物ないし彼の一二歳の弟を救助しようと、家の中に飛び込み、二階の廊下で一酸化炭素中毒のために倒れ た。家の所有者の二二歳になる息子Mは、放火があったとき、家の外にいて、アルコールを飲んでいたが、火の出ているのに気 子がいた。火の回りは早く、多量の煙を発生させた。子供は、屋根づたいに逃げたが、Kは、一酸化炭素中毒のため後に死亡し で着物に放火し、建物を焼損しようとした。被告人が一階の客の中に紛れ込んだとき、二階には、客Kと、H夫妻の一二歳の息 【事実】 ある夜、Hの家で、三○人ほどの客が相当量のアルコールを飲んでいたが、客の一人であった被告人は、二階の寝室

【判旨】 ラント裁判所は、放火がMの死亡の発生に対して原因であり、被告人にはこの結果が予見可能であったということか

ら出発するが、正当である。その死亡は、被告人に帰属されうる。

他の原因が結果の惹起に寄与したときも、その意義を失わないということは承認されている。因果関係は、後の事象が、当初の 中断されたのではない。Mは、放火なしには危険な状況に身をさらさなかったであろう。法的意味における原因は、そのほかに、 対する付加的な原因を創出した。しかし、彼の救助行為の「任意性」により、故意による放火と後の死亡との間の因果関係は、 確かにM自身は、燃えている二階に救助しようと飛び込むその決意によって、被告人の放火とならんで自分の死の後の発生に

である。その際、彼がその行為の結果を事細かに予見しえたことは必要でない。 条件の継続作用を除去し、それ自体で、新たな因果系列の開始のもとに惹起したときにのみ、否定されうる。 被告人は、その知見と能力から、彼の行為が救助しようとする者の死亡を招くであろうと認識することができたことは明らか

を与えた第三者には帰属されえないとされる。 共同作用が、自己危殆化のたんなる誘発または促進に尽きたものであった場合には、結果侵害、すなわち、人の死は、その原因 けではない。その原則によれば、結果が、意識的な、自己答責的に意欲され実現された自己危殆化の結果であり、その第三者の 死亡の帰属は、いわゆる意識的自己危殆化に関する、判例と学説によって展開された原則の観点のもとにおいて否定されるわ

もしれない。ここでは、そのような試みが問題ではない。後の被害者の行動に対する動因が何であったかは、重要ではない。 ればならない。はじめから意味のない、または明らかに不釣合いな企てというべき救助の試みが問題である場合には、異なるか た場合には、結果回避は、行為者に有利に作用するように、不成功に終わった場合には、行為者はそれに対して責任を負わなけ このこのような状況において自らを危険にさらす人々を刑法上の規定の保護範囲に含めることが適切である。救助行為が成功し よってこれに対して危険な救助行為に向かおうとする明白な動機を創出したことによって、創出したときにとくに必要である。 した可能性を、彼が、被害者の共同作用と承諾なしに被害者ないし彼に近しい者の法益に対する著しい危険を根拠づけ、それに 被害者の意識的自己危殆化のゆえの不処罰の原則の限定は、とくに行為者がその不法行為によって、意識的自己危殆化の切迫

為が期待され、救助が客観的に必要であったことである。救助行為は、明白に不合理ではない。 定的なのは、Mが、いずれにせよ燃え盛る家屋の二階へと、救助の意思をもって赴いたこと、認定された以前の時点で、彼の行

観的に必要であったことが要求される。 ことである。そして、明白に不合理ではないというためには、救助者の行為が期待されていたこと、および救助が客 為へと動かす明白な動機が創出されたことを挙げている。そして、最後に、③救助行為が「明白に不合理ではない」 体的基準として、①被害者または彼と緊密な関係にある人々の著しい危険を根拠づけたこと、②それによって救助行 合には、行為者に結果は帰属されえないという判例の命題を掲げる。そして、積極的に帰属が肯定されうるための具 この判例においては、まず、行為者の第一次的危険が、自己危殆化のたんなる「誘発」ないし「促進」であった場

識したものであった場合、および、救助行為に出ることが期待されるものではなく、②救助行為が明白に不合理だっ この判例によると、したがって、救助事例において、帰属が排除されるのは、①救助行動が完全に結果の発生を意

このような判例の見解が正しいのかどうかを学説の検討によりながら検証しよう。

#### (b) ドイツの学説

た場合である。

肯定する。学説の一部は、救助義務がない場合でも、危殆化の程度をも含めて対立する法益の衡量によって、救助目(※) 的の追求の方が、自己危殆化よりも高く評価されることになった場合にも、この責任を及ぼそうとする。他方、有力的の追求の方が、自己危殆化よりも高く評価されることになった場合にも、この責任を及ぼそうとする。 行為者が救助者を救助義務を根拠づける事態を創出したことによって自己危殆化に強制したという理由で結果帰属を

この問題の解決については、ドイツにおいて学説が分かれている。通説は、救助者が作為義務を負っている場合、

説は、このような事案については、帰属を否定する。この説の主唱者であるロクシンは、救助義務がない場合には、(&) これを、結果帰属の問題ではなく構成要件該当行為の問題とみるフリッシュは、この問題について次のように述べる。 いるのであり、法秩序は、そこから生じた責任を危険創出者に転嫁することは許されないというのである。さらに、 救助者は、自由意思で任意に危険に飛び込むのであり、救助義務がある場合には、法秩序によってそれが課せられて

当行為、つまり、救助者との関係で傷害罪ないし致死罪の意味における構成要件該当行為を示すかどうかなのであ ある側面で問題なく放火犯の意味において構成要件該当行為として評価される行為が、他の次元でなお、構成要件該 においては、救助者の傷害ないし死亡を放火行為に帰属できるかどうかが問題ではなく、「決定的な問題は、むしろ、 フリッシュによれば、「結果帰属は、この種の構成要件該当行為の所与の帰結以上のものではない」。上のような事例

することによって、刑法上の保護の適性、必要性または相当性」が、否認されるべき危険創出の存否の判断の基準で(88) であり、また、しかるべき行為態様を禁止し処罰することが、そのような危険とそこから展開する結果を防止するた である。それが否認されるべきだとされるのは、そうする以外には潜在的救助者の法益の保護は保障されえないから めの適切で相当な手段とも考えられるからである。フリッシュによれば、このような「当該の危険創出を否認し処罰 な事案において放火行為などによって潜在的な救助者に対する――否認されるべき――危険がどの程度創出されたか 次に、このフリッシュの解決法を検討しよう。フリッシュによると、問題解決のための決定的な基準は、このよう フリッシュは、まず、「救助義務者」の場合と「任意の救助者」の場合に分けて考察する。救助義務者について フリッシュは、 結論的には、これらの事案につき、構成要件該当行為、すなわち、結果帰属を肯定する。これ

法行為的な行為を行ったのであり、その結果である救助者の保護のために処罰したとしても、行動の自由の侵害は問 者を保護することは「必要」である。また、救助義務者にそのような危険に誘った第一の危険創出者は、もともと不 は、危険創出が否認されるべきことの「必要性」と「相当性」を肯定する。フリッシュによれば、救助義務を負った(8)

うそのようにして創出された危険に関しても、原則として、……構成要件該当的で否認される危険創出とみなされて がって、危険な救助行為の必要性をともなう状況を創出することは、その義務を負わない人々の危険な救助行為とい 助行為の実行に高い関心を抱いており、その行為を社会倫理的に価値が高いものと評価している」のであり、「した(ダ でもある。次に、救助義務を負わない者の場合の危険創出の否認については、「社会は、危険であっても合理的な救(㎡) 題にならず、また、刑罰の投入とそれによって保護されるべき利益の不均衡も問題にはならないがゆえに、「相当」

る」べきものかどうかという観点において考察している。この考察方法は、あくまで事前的・予防的考察方法であり、 出発点において疑問がある。このような問題の捉え方によって、フリッシュは、この問題を「危険創出が否認され このフリッシュの見解は、すでに第五章で批判したように、この問題を構成要件該当行為の問題として捉えるその

いるのである」。

険の創出が問題であり、これは、放火事例においても、天然痘医師事件においても肯定される。結果帰属論の考え方 行為無価値論的アプローチである。このような事前的危険創出の段階では、抽象的な人の死亡という結果に対する危 からは、この問題は、危険実現連関の問題として捉えられるべきであり、そこで、救助行為の刑事法的保護の 適

為の介入の「日常生活経験上の通常性」のみで判断することはできない。救助行為に出る救助者の法的義務や動機連 性」「必要性」「相当性」が問われるべきなのである。確かに、救助者の救助行為の介在の帰属の事例を、その救助行

関あるいは救助の危険の程度、救助行為の必要性などの事実的・規範的観点からの考量が不可欠である。そして、発 ある。また、刑事処罰の必要性・相当性は、大部分、まさに、帰属判断の結果であり、保護目的論も、指導理念とし ためでもあり、また、救助者の保護は、第一次的には、刑法の目的ではなく、民法などの他の法分野の任務だからで されるべきである。しかし、まず、事前予防の観点から、また、救助者の保護の名目のみで、 生した法益侵害の結果の防止のための刑事処罰の必要性や相当性も、広い意味の規範の保護目的の理論の枠内で考慮 なぜなら、刑法の任務は、法益侵害ないしその危険のもたらした規範的・社会的葛藤状態の鎮静化の 結果帰属を判断するこ

てはともかく、具体的には、危険判断によって得られた結論の微調整の役割しか果たさないのが通常である。

属問題の解決につき、四つのテーゼを掲げる。まず、彼の解決の帰結を要約的に示している部分を抜き書きしておこ(፡Ვ) 表する)救助者として反応し、または彼の行為が、第一次的行為によって創出され、まさにその人格に関係する弱い たと感じたときである。逆に、帰属は、何人かが(例えばふざけて)自らを第一次的危険の作用に、自己の責任にお 上の帰属(テーゼ四)が認められるのは、被害者が、まさに、特殊な第一次的危険に関してもその行為へと誘発され 追求する場合、(比較的問題なく(テーゼーから三)。重大な自己の不注意な救助行為という限界に至るまでのそれ以 う。「救助事例の帰属は、救助者がその行為によってそれと結びついた危険にもかかわらず社会的に望ましい目的を いてさらしたときには、被害者の行為を予見できるにもかかわらず、排除される。ただし、被害者が、(共同体を代 先の連邦裁判所の判例の評釈において、ゾヴァダは、原則的に判例の結論を支持しつつ、救助行為の介入事例の帰

〔第一のテーゼ〕 救助行為の着手に対する法律上の義務が存在するかぎり、原則として帰属可能性は肯定される。

危険実現連関論の展開(三・完)

状況に対する追体験可能な反応を表すがゆえに、特別の理解に値する場合は別である]。 (ヨ)

九七 (九七)

〔第二のテーゼ〕 救助者によって追求された維持の利益が、 刑法三四条に依拠する観察において救助の意図と結び

〔第三のテーゼ〕 救助のチャンスと救助の危険が均衡を保っている事案では、帰属可能とみなされなければならな

ついた危険を本質的に上回るとき、帰属は肯定される。

い。このことは、とくに、 救助者が具体的な生命の危険から他人を救助するためには、その命を具体的に危険にさら

すとき、妥当する。 〔第四のテーゼ〕 救助行為を切っかけとして被った損害の帰属可能性は、被害者の行為が重大な過失に対応する義

(c) 私 見

務侵害であるとされるときにはじめて、阻却される。

て惹き起こされ、それ自体としては、第二次的危険に派生・発展していくものではなく、そこに「救助行為」という この問題は、あくまで危険実現連関の問題として解決されるべきである。状況的危険は、第一の危険創出者によっ

法的義務ないし任意の判断による第三者の行動の介入がなければ、この第三の被害も発生していないものである。

救助者の傷害ないし死亡という結果は、創出危険に対する救助者の「介入」に

たがって、危険範囲の観点からは、

入」の事実的・規範的判断にかかっているということができる。まず、事実的観点からは、救助者の救助行為の「介 よってはじめて生じた結果である。このような事実的危険状況において、危険実現連関の判断は、 救助行為の「介

度によっては、救助者の狼狽や不合理な行動が予測できる場合もありうる。この「強制」的関係が、危険実現の肯定 入の蓋然性」が問題となる。それは、 り立つ。この観点からは、救助者の動機への「強制」の程度が重要な意味をもつ。したがって、創出危険の態様と程 救助者の救助に対する動機連関や社会的システム、法義務などの諸要素から成

意識的自己危殆化は、 あり、この傷害結果を放火者に負わせることはできないのであって、蓋然性が、危険実現連関の判断のすべてではな 手に擦り傷を負う蓋然性が高いといっても、その傷害結果は、いわば消防士の「一般的生活危険」の枠内の出来事で につながる場合もありうることは否定できない。しかし、例えば、消防士が、消火作業中に、ホースの操作を誤って い。さらに、救助者が、完全に合理的に救助行為に付随する危険を予測し、救助行為を行った場合には、このような 危険創出者の危険の範囲を限定する意味をもった規範的判断要素であると解すべきであろう。

#### 義務的行為の介入類型

出者に遡及させることはできないというべきである。これは、先に述べた「法秩序の自己答責性」の原理にもとづく 務を履行しているかぎり、原則として、法秩序は、自らの命令にもとづく救助行為に由来する危険の結果を、危険創 が高くなるが、逆に、規範的観点からは、法秩序が、救助を命じているのであるから、合理的な判断にもとづいて義 ている場合がある。このような事例類型については、介入の蓋然性ないし「強制」の観点からは、帰属肯定の可能性 以上のように、救助行為が、あくまで自発的に、自己答責的に行われる場合と異なり、救助が法的に義務づけられ

わが国の判例につき、この見解を適用しておこう。

殺未遂者救出過失事件

帰結である。

## 名古屋地判昭和五六年六月三〇日刑裁月報一三巻六=七号四六七頁、判時一〇二〇号一四三頁 (警察官ガス自

【事実の概要】 Xは、自殺の目的で居室を密閉し都市ガスを室内に放出させた。隣室に居住する男性からガス漏れの音がする

との届出を受けた派出所のA巡査部長とB巡査の両名は、本署の指令担当のC巡査部長に報告し、「ガスだから注意して処理に

危険実現連関論の展開(三・完)

九九 ( 九九 )

られたガスの元栓を閉めたので、ガスの漏出は止まった。A巡査部長が、無線で本署と交信して指示を受けている間に、B巡査 借り受け、扉を開けたが、チェーンロックがかかっており、ドアは少ししか開かなかった。このとき、B巡査は玄関外壁に設け 当れ」との指示を受けた後、Xの居室に急行し、玄関ドアを開けようとしたが施錠されていたので、管理人からマスターキーを ろ、奥の部屋でベッドに横たわっているXを発見したので救出しようとしたが、室内が暗くてよく見えないため、とっさに目前 がチェーンにペンチを差し込んでこじ開けようとしていると、チェーンがはずれたので、ガスの充満している室内に入ったとこ にぶら下がっている蛍光灯のひもを引っ張ったところ、点滅器の接点から放電火花が発生し、同室内に充満していた都市ガスに

引火、爆発して、A巡査部長、B巡査、隣人Dが火傷を負った。

にかんがみると、これにより因果関係は中断されたものとみるのは相当でなく、被告人のガス漏出行為と本件結果との間にはな 想外の意外な出来事とまでは、いえないと考えられる。のみならず、右過失行為は、被告人のガス漏出行為と全く無関係に独立 それが警察官の場合であつても、ありうることであり、通常予想される因果関係の展開の中に含められることであつて、全く予 まつたものであつて、かかる急迫した緊急事態の下において冷静を欠き、人命救助を急ぐあまり、このような行動に出ることは、 下において、日出前の時刻で室内が暗いため、たまたま目前にぶらさがつていた蛍光燈のひもを瞬間的に引張つて通電させてし お法律上の因果関係があるといわねばならない」。 して介入されたものではなく、まさに被告人のガス漏出行為によつて誘発され、被告人の救出行動中に惹起されたものである点 の充満した室内に率先して挺身突入し、ベッドに倒れている被告人を発見するやこれを速やかに救出しようと没頭していた状況 【判旨】「同巡査の行動は確かに警察官として軽卒であり重大ではあるけれども、一刻も早く人命を救助するために都市ガス

しているともいえる。しかし、被害結果との関係では、被害者達の救助活動によってはじめて、具体的結果の発生の 本件における創出された危険は、ガス爆発の危険性については、いまだガスが居室に充満しており、

意は、規範的に、第二次的危険の発生を第一次的危険の実現を中断するものと解すべきであろうと思われる。 室内に入った隣人のDが、「電気をつけたら危ないで」と言っていたことなどから、このような救助者の重大な不注 合の職業上の訓練を受けた警察官であり、本部からもA巡査部長からも注意を受けており、さらに、B巡査に続いて は不十分である。規範目的連関の観点からは、救助者で第二次的危険の直接の設定者であるB巡査は、このような場 捉えた場合には、判決の論旨は妥当なものといえよう。しかし、このような観点のみから本件にアプローチすること は中断されず、「法律上の因果関係」は存在するという。その際、救助行動が、創出された第一次的危険によって 決は、この不注意な警察官の救助行動を「通常予想される因果関係の展開」の中に含められるものとして、因果関係 危険が根拠づけられたのであり、その意味では、状況的危険に対する救助者の介入行為の事案であるといえよう。 「誘発」されたものであることも、論拠としている。これを事実上の蓋然性を問題とする「危険範囲」の問題として このような救助事例に関する考察は、法的義務にもとづいて警察官が、創出された第一次的危険を平常化した事案 判

### 160 連邦裁判所一九五三年一〇月一日判決(BGHSt 4, 360)(尾灯事件)

【事実】 被告人Xは、まだ暗く雨が降り靄の立ち込めたある早朝、左の尾灯、ブレーキ・ライトなどが故障したトレーラーを

にも推し及ぼすことができる。ここでは、ドイツの連邦裁判所のいわゆる「尾灯事件」を採り上げよう。(55)

去った。その後すぐに、 パトカーが後方の安全を図るためトレーラーの後ろから走る予定であったが、その前に、警察官が、携帯用電灯を車道から取り るべく警察官が赤い携帯用電灯を車道に置いた。被告人は、過料を払うため、次のガソリンスタンドまで走るように命じられた。 運転していたが、アウトバーンに入るバイパス道路でパトカーに追い越され、停車を命じられた。後方から来る車両の安全を図 トラックが後方から近づいてきたが、その運転手は、 トレーラーを駐車中のオートバイだと思っていた

たからである。 というのは、警察官は、被告人に停車を命じて携帯用電灯を車道に置いたことによって、後続の車両に対する安全化を引き受け のであった。衝突の結果、トラックの同乗者が死亡した。刑事裁判所は因果関係は存在するが、責任がないという結論に達した。

それは、最終的に排除されたのではなく、いつでも、被告人の意思とは無関係にふたたび完全に効果をもつものである」(傍点 を惹起した場合には、否定されなければならない。本件は、しかし、このような事案ではない。警察官が、まず、赤い懐中電灯 によって交通の安全を図ったことによって、被告人によって設定された条件の効果は、一時的にのみ、阻害されたにすぎない。 続作用し、現に共同原因となったことである。後の出来事がこの継続作用を除去し、それ自体で新たな原因系列を開いて、結果 【判旨】「因果関係を認める条件は、もちろん、特定の結果にとって原因として設定された条件が現実にも結果の発生まで継

引用者)。

先に行われた、その交通を危険ならしめるその行為にもとづいて特別の注意義務を負わせられ続けているのである」。 たのではなく、逆にこの結果に対する安全策を施したのである。この安全策が早く取り払われすぎたことは被告人を免責しない。 ……違法な結果に反対作用する結果が発生するであろうことを、被告人は信頼してはならなかった。……被告人は、全く逆に、 い。それは、この種の展開に対する一定の蓋然性に対応したものであった」。「警察官は、まず、結果に対して中間原因を設定し て衝突の危険が増大されることも予測しなければならなかった。事故の事実上の経過は決して一切の蓋然性の外にあるのではな ここでは要点を紹介しよう。「被告人は、パトカーが自分を規定違反的に交通に参加したことによって停車を命じ、それによっ 次に、責任の問題については、原審の判断とは逆に、予見可能性を肯定する。これについては、すでに別稿で詳述したので、(95)

は、「新たな因果系列を開いた」かどうかが、その有無の基準とされているが、これは、原因説にもとづくものとい 本決定は、因果関係と予見可能性の問題を区別して論じ、結論的にいずれの存在をも肯定した。因果関係について

それが除去された時点でふたたび、因果の進行がはじまったとみなしているのである。そのような経過については、 要である。つまり、ここでは、危険創出は、被告人の行為によって設定され、それが継続作用して、衝突および死亡 えよう。予見可能性については、警察官の介入を「中間原因」ではなく、「安全策を講じたもの」としている点が重 の結果につながっているのであって、警察官の「安全策」を講じる行為は、その効果を一時的に減じたものにすぎず、

被告人は、予見可能だったのであり、警察官の「安全策」を信頼してはならないのである。

である。また、道路上で尾灯を点灯する義務の目的は、警察官の不注意による結果の発生までを防止する目的をもた 交通安全を引き受けた後には、その後の事象は、警察の答責性領域に入る」のであり、運転手には帰属されえないの 危険は「平常化」され、その危険の範囲は、警察官の介入の前で終わっているというべきである。「警察がいったん にもかかわらず道路上を走行するという危険創出は、この法的根拠をもつ警察官の安全化によって、この創出された とは構造的に異なるといえよう。しかし、規範的な観点から、警察官のこの安全化的介入を評価すれば、尾灯の故障 点で、被害者の救助行為という任意の行為の介入がなければ、そもそも被害者に結果が発生していない先の救助事例 確かに、警察官の介入を度外視しても、被害者のトラックの衝突は存在したであろうといえるかもしれない。この

ないように危険源を除去し、監視するという責任をもつ。そのような権限を付与することからする刑事政策的に有意 事案における帰属阻却の根拠は一定の職業に就いている者は、その権限の範囲内で、局外者がそれに干渉する必要が る。このような「答責性領域」という帰属基準の根本思想につき、ロクシンは、次のように説明する。「このような このようにして、危険実現のための帰属基準としては、法的義務にもとづく義務行為の介在がないことが挙げられ

ないというべきであろう。

1011 (1011)

第一の惹起者には、その職業上の義務者の侵害行為によって惹起された結果につき責任を負わせないと

ロクシンの「答責性領域論」は、ここで採り上げた類型に限定されない包括的なものである。それは、

いうことである」。このロクシンの説明は、部分的には正当である。

たか、重大な過失で行為したかにかかわらず、それは第一の惹起者に決して帰属されえない」。(ダ) それともその実現を回避しなかったか」によって区別するというのである。「というのは、被害者が、彼に加えられ もっぱらその答責性領域に属する他の危険によって代替した『押し退けた』からである。医師が軽微な過失で行為し た侵害によってではなく、医師のミスによって付け加えられた危険によって死亡した場合、医師は、元来の危険を、 では、ロクシンは、フリッシュの見解を採用する。「医師の…行為が行為者によって創出された危険を押し退けたか、 する責任の問題を論じる「救助事例」にとどまらず、事故後に介入した「医師の医療過誤」の類型にまで及ぶ。ここ 失で火事を惹起した家屋所有者やプールの監視人の、救助に出動した消防隊員や救助しようとした水泳者の死亡に対 過

のミスにより第二次的危険が加わる場合である。この場合には、たんに、職業上の介入が、「制度化」されているだ 捉えたことにより特徴づけられたのである。これに対して、医療過誤の介入事案は、第一次的危険の被害者に、 いう問題であったのを、 助者の任意の自己危殆化的な行為の場合に、「個人の意識的な自己危殆化」行為が帰属連関を中断しないかどうかと き、法律上の義務にもとづいて第一次的危険の救助のために介入する事案に限定されていたはずである。それは、 答責性領域論の本来の適用領域は、第一次的危険の直接の行為客体から、危険が、他の行為客体に転化する事案につ しかし、このロクシンによる「法律上の義務にもとづく介入」事例に関する「答責性領域論」 救助の動機につき、「法秩序の自己危殆化」命令に従って、義務者が介入するという問題と の拡大は不当である。 救

当である。 てはまらないというべきである。ロクシンの「答責性領域論」は、この帰属基準の出発点を歪曲するものであり、不 けであって、自己危殆化の下位事例に位置づけることはできず、したがって、「法秩序の自己危殆化」の類型には当

#### 8 残存危険への介入類型

### (a) 危険社会における帰属

害」(Spátschaden)が発生した場合の結果帰属が問題である。このような「残存危険」(Restrisiko)の段階における を残しているが、第一次的危険そのものは、完全に平常化していると思われるような条件下で、いわゆる「後発損 ここでは、いわゆる後続損害(Folgeschaden)が、今日の経験的知識からは、長い年月の後にも、 何らかの影響

後発損害の帰属問題は、今日のいわゆる「危険社会」においては、その意義を増すものと思われる。今日のシステム(ミッ)

より増している。そのほか、科学・技術や、医学の発達によって、病気と原因の間の因果法則も解明が進んできたが、 せるようになってきたが、その反面、個別具体的には、そのメカニズムと過程が複雑になり、予測の困難性は、 化、ネットワーク化された社会においては、因果関係は、一方では、かなりの長期的展望において大筋において見通

概念となっているのであり、その中で、その概念に頼ってきた「相当因果関係説」が、安定した言明力を失ってきた ば、エイズは、その一つであるが、感染すれば発病するとはかぎらず、発病は、一○年から一五年の長期間を経た後 という場合もある。刑法学における「予見可能性」の概念は、このような社会の中にあっては、最も内容の多義的な 他方では、大雑把な原因の追求はできても、その発病のメカニズムと条件が明かにはなっていない病気も多い。例え

一〇五(一〇五

の発生を大雑把には予測できるが、個別具体的に予測できないという事故が極めて多いといってよい。「残存危険」 である。現代社会は、放射能、薬害、オゾン層の破壊などの環境破壊、地震による建造物の倒壊事故など一定の事象 から二〇年後に死亡した事例につき、「予見可能性」を肯定するが、具体的な予見可能性が存在するかどうかは疑問 のである。「後発損害」についても、予見可能性の有無については、一定しない。ロクシンは、片足をなくする事故

への介入類型は、このような危険社会における「客観的帰属」論の側面をももっている。

## このような後発損害の帰属の問題は、まず、ロクシンによって提起された。例えば、交通事故で足を骨折した者が、 後発損害の帰属の視座

されており、 いるが、被害者が事故の後に通常人より大きな生活上の危険は、すでに事故の後の刑事訴訟の際の量刑において考慮 な後発損害の帰属について、ロクシンは、「後発損害の中に第一の事故によって創出された危険が確かに実現されて 亡した場合に、その死亡の結果を第一次的行為者の行為に客観的に帰属されるべきかどうかが問題となる。このよう 中で、足がなくなっていたために、第二次的な損害、すなわち、例えば、山道でバランスを失して谷底に転落し、死 手術によりその足を切断しなければならなくなったが、足の傷が完全に治癒した後、ほぼ二〇年経って、日常生活の したがって、そのような後発損害は、改めて刑事上の処罰をもたらすものではない」とする。ここでは、

なく、すでに客観的構成要件の次元において否定されるとし、傷害罪のみが残るとする。「その経過が個別的には、 シューネマンは、エイズ患者が、他人に感染させた場合につき、殺人罪の適用は、 故意の次元においてでは

規範の保護目的論によって、規範的側面から、帰属の否定の結論が導かれている。

行為者にも、社会にも、予見不可能であり、とくに行為者によるその都度の支配を逃れている後発損害を、刑法上の

属を必要的に放棄する根拠は、ただそれが裁判上実行不可能な点にあるにすぎない。その実行に対する訴上の手段、(※) 帰属連関から排除するということは過失犯の理論において決して新しいものではない」。このような、予見不可能性 点、あるいは、第一次的侵害が治癒された点にあるわけではない。第一次的侵害によって高められた後発損害の危険 によって、 処罰については、エイズの発病による死亡が何年も先のことであるので、死亡が確定するまで、裁判の決着がみられ と個別的に支配不可能であるがゆえに、帰属連関を否定するという論拠以外に、シューネマンは、傷害致死罪による 根拠から、このような事案については、違法に惹起された、そして、最終的な結果の実現をみるまでの後発損害の危 者になされるべき非難の内容と程度を何年もの間、中途半端にとどめておくわけにはいかない。このような実際的な が、やってみる価値があるというわけのものではない。民事訴訟と異なり、刑事訴訟においては、 は、それによって被害者だけに一般的生活危険として負担させられるのである。プッペによれば、ここでは、結果帰 するならば、それにもかかわらず、帰属を放棄する根拠は、被害者の方が、その損害減少義務を十分果たさなかった ないことになるのは不都合であり、それゆえに、過失犯の領域における後発損害の場合の保護目的連関の中断の理論 - 抽象的・具体的危険犯」の構成要件の設置による立法的対処が望ましいがゆえに、帰属連関を否定すべきだとする。 このようなエイズ感染事例においては、許されざる危険の実現のその他の点では妥当する前提が与えられていると 行為者に負担させることで十分としなければならない。しかし、たんなる危険結果の帰属で十分だとすること 刑事訴訟における一種の追起訴によって確定力を破るという訴訟上の手段を新設することは可能ではあろう 帰属を否定すべきであり、また、第二に、エイズについては、「致死」罪ではなく、この事例に適した 国家によって行為

が、その根拠ではなく、後に生じた侵害結果を刑法上考慮することは実際上不可能であることの結果であるにすぎな

ر<sub>ي</sub> <u>ان</u>

を増すことになろう。 いまだ、 刑事政策的判断をも考慮した帰属基準によって、帰属の有無が判断されている点に特徴がある。この分野の考察は、 このようにして、残存危険類型への第二次的危険の介入の事例は、規範的判断、さらには、犯罪処理制度の機能や、 例示的な試論にとどまっているが、先に述べたように、現代「危険社会」においては、今後ますます重要性

- ZStW 76 (1964), S. 409; Welp, Vorangegangenes Tun als Grundlage einer Handlungsäquivalenz der Unterlassung, 1968, S. reßverbot, Festschrift für Tröndle, 1989, S. 177 ff. ; Koriath, Grundlagen strafrechtlicher Zurechnung, S. 518 ff.)。 しかし、 274 ff. ; Harro Otto, Kausaldiagnose und Erfolgszurechnung im Strafrecht, Festschrift für Maurach, 1972, S. 91 f. しかし 遡及禁止論は、ランペ、ナウケ、ヴェルプ、オットーらによって帰属論を基礎にするものとして現代に蘇っている。Vgl でに、ライヒスゲリヒトの判例(RGSt 61, 318;64, 370)において、採用できないとされている。条件は、存在するかしな 件は、原因ではない。そのような先行条件を設定した者は、共犯者としてのみ可罰的であり、しかも、もちろん、共犯の条 Lampe, Täterschaft bei fahrlässiger Straftat, ZStW 71 (1959) S. 611 ff.; Naucke, Uber das Regreßverbot im Strafrecht, いかであって、「中断」されることはないというのである(遡及禁止論については、vgl. Roxin, Bemerkungen zum Reg-件が整った場合のみである」とされた。このような遡及禁止論は、条件説の前提に矛盾するとして一般に、拒否された。す Aufl., 1926, S. 16.) そこでは、「自由に、そして意識的に(故意的・過失的に)結果の惹起に向けられたある条件の先行条 遡及禁止論は、帰属の一般原理とはならないと思われる。 遡及禁止論は、フランクによって根拠づけられた(Reinhard Frank, Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 17
- (\approx) Otto, Festschrift für Maurach, S. 99 f.
- (α) Puppe, Nomos Kommentar Vor § 13 Rdnr. 226
- (4) Rudolphi, SK Vor § 1, Rdnr. 78
- ம) Puppe, a.a.O., Vor § 1 Rdnr. 233

- (σ) Lang, Normzweck und Duty of Care, 1983, S. 143 ff.
- (7) Lang, a.a.O., S. 145. なお、人間のショック損害ではなく、動物がパニックに陥る事案についても、すでに銀狐事件や、 馬のパニック事件(山中・法学論集四四巻六号六七頁以下参照)においてドイツの民事判例が取り組んできた。最近の判例 (Urteil v. 2. 7. 1991) としては、農場の側の道路で、車の衝突事故があり、その衝突音によって、豚がパニックに陥り、

原告の豚小屋における衝突音により発生した損害に対して責任をもつ必要がないということを明らかにする。なぜならば、 1992, 95)。その判決の一部を紹介する。「保護目的に方向づけられた責任法(Haftungsrecht)の限定は、ここでは、被告が 数頭の豚が死亡したという事案に対して、農場主から運転者に対して損害賠償を請求したというものがある(BGH JZ

recht. Klassische und moderne Problemkonstellationen, in: Weyma Lübbe (Hrsg.), Kausalität und Zurechnung. Über よって自ら創出した危険が実現したからである」。ここでは、「被害者が自ら設定した危険が実現した」場合には、保護目的 達の間で、ここで生じたような損害に至りうるようなパニック反応につながりうるような条件のもとで飼育していたことに の外にあるとしているのである。なお、この判例につき、vgl. Wolfgang Köck, Kausalität und Zurechnung im Haftungs-本損害事件においては、まず、原告が、豚を道路交通がもたらすような騒音に、とくに敏感になるような条件、また、動物 Verantwortung in komplezen kulturellen Prozessen, 1994, S. 17, Anm. 41.)°

- (∞) Roxin, Strafrecht AT 2. Aufl. Bd. 1, § 24 Rd. 43(Φ) Roxin, a.a.O., § 11 Rn. 85 S. 321.
- 四年)一八一頁参照)が、これを危険実現連関論の大きな枠組みの中に取り込んで、とくに、「人」の自己危殆的、自己答 責的、ないし義務的介入の場合に、前面に出てくる帰属基準と捉えることにした。 一時期、保護目的論を、危険実現連関論をさらに限定する理論として構想していた(山中『刑事法入門』〔初版〕(一九九
- (二) Heribert Schumann, Strafrechtliches Handlungsunrecht und das Prinzip der Selbstverantwortung der Anderen, 1986, S
- Y) Schumann, a.a.O., S. 4

Schumann, a.a.O., S. 6.

Susanne Walther, Eigenverantwortlichkeit und strafrechtliche Zurechnung, 1991, S.

一〇九

(一〇九)

- Walther, a.a.O., S. 96
- Vgl. Walther, a.a.O., S. 86

Vgl. Walther, a.a.O., S. 110 ff

- 18 Ralf-Peter, Fiedler, Zur Strafbarkeit der einverständlichen Fremdgefährdung, 1990, S. 121 ff.
- 19 Fiedler, a.a.O., S. 145 ff
- 20 Rainer Zaczyk, Strafrechtliches Unrecht und die Selbstverantwortung des Verletzten, 1993, S. 10 ff.
- 21 Schumann, a.a.O., S. 1.
- 22 Schumann, a.a.O., S. 4 f
- 23 Zaczyk, a.a.O., S. 18 ff.
- Zaczyk, a.a.O., S. 26.

24

Zaczyk, a.a.O., S. 19 ff.

- Zaczyk, a.a.O., S. 63 ff.

Zaczyk, a.a.O., S. 65

- する人間の能力である(Meyer, a.a.O., S. 82.)。意思の自由とは、「自然の事物が、法則に従って作用する」のに対して、 おいて一致する。これに対して、意思の自由とは、人間が、自然存在として意欲しなければならないこと以外のことを意欲 は興味深い。行為の自由とは外部的自由であり、行為を実現する自由である。この概念と「自律性」の概念は、その中核に の問題を考察の出発点とする。マイヤーは、自由を「行為の自由」と「意思の自由」の二つの側面に区別したが、この分析 とくに被害者の錯誤にもとづく自己侵害があった場合の間接正犯の根拠づけを行ったが、その際、個人の自由と自己答責性 Maria Katharina Meyer, Ausschluß der Autonomie durch Irrtum, 1984, S. 84. M・K・マイヤーは、この著書において、
- じて法益侵害に至る行為、がそれである。しかし、この類型化においては、とくに②と③の区別のついては、答責性の範囲 自然的因果関係を媒介して結果を惹起する行為、②被害者自身の行為を媒介して結果を惹起する行為、③第三者の行為を通 フリッシュは、法益侵害行為の類型を具体化するに当たって、「介在事情」を基準にして、三つの基本類型に分ける。①

「理性的存在のみが、法則の表象に従って行為する能力をもつ」のである。

- その意味では、ここで呈示した、危険状況創出行為への(同時的ないし事後的)介入か、危険創出後の間接的危険ないし状 の確定にとっては共通の部分もあり、むしろ、介入主体の区別のみではなく、その介入の危険類型をも考慮すべきである。 況的危険への介入かは、基本的な類型化基準である。なお、後に、フリッシュは、この観点に沿って区別している。Vgl
- (ℜ) Vgl. Schumann, a.a.O., S. 29
- (元) Vgl. Roxin, Strafrecht AT Bd. 1, 2. Aufl., § 11 Rd. 94. (S. 325 f.)

Frisch, Selbstgefährdung im Strafrecht, NStZ 1992, S. 3.

- (ℜ) Puppe, ZStW 99, S. 611.
- S. 131 ff.; 177 ff.; 265 ff.; 336 ff.; ders., Straffreies Töten bei Eigenverantwortlichkeit des Opfers?, NStZ 1989, S. 559ff. 1977, S. 331 ff.; Herzberg, Beteiligung an einer Selbsttötung oder tödlichen Selbstgefährdung als Tötungsdelikt, JA 1985 多数。とくに自殺関与との関係では、vgl. Roxin, Die Mitwirkung beim Suizid-ein Tötungsdelikt ?, Festschrift für Dreher, ツァスティックの著書のほか、著書として、vgl. Roland Derksen, Handeln auf eigene Gefahr, 1992. があり、その他、論文 この問題を論じた文献は、数えきれないほどである。すでに引用している、シューマン、フィートラー、ヴァルター、
- sige Tötung bei Selbstgefährdung des Opfers, GA 1984, S. 71 ff. スイスの文献としては、Andreas Donatsch, Die Selb gung und-gefährdung, Festschrift für Tröndle, 1989, S. 157 ff.; Frisch, NStZ 1992, S. 1ff., 62 ff.; Dieter Dölling, Fahrläs-その他、一般的に、Otto, Eigenverantwortliche, Selbstschädigung und-gefährdung sowie eigenständliche Fremdschädi-Neumann, Die Strafbarkeit der Suizidbeteiligung als Problem der Eigenverantwortlichkeit des "Opfers", JA 1987, S. 244 ff stgefährdung des Verletzten im Strafrecht, Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, Bd. 105 (1988) , S. 361 ff.
- 判例タイムズ五六九号八頁以下、木内道祥「『エホバの証人』と輸血拒否― 本雄太郎・中谷瑾子「患者の治療拒否をめぐる法律問題――『エホバの証人』の信者による輸血拒否事件を契機とし――」 四卷七号三九頁以下、加藤久雄『医事刑法入門』(一九九六年)四四頁以下参照。 山田卓生「信仰上の輸血拒否と医療」ジュリスト八四三号九一頁。エホバの証人の輸血拒否の問題関する文献として、橋 ―自己決定権の新しい局面――」自由と正義三
- このように、 心理的苦痛からの自殺の場合と身体的苦痛による自殺の場合とを一応区別するものとして、Rengier, a.a.O..

橋本・中谷・前掲判タ五六九号八頁、一七頁参照。

- (37) これについては、vgl. Rengier, a.a.O., S. 192
- Rengier, a.a.O., S. 193.
- Zaczyk, a.a.O., S. 6.
- Zaczyk, a.a.O., S. 7.

 $\widehat{40}$ 

- 大塚仁 『刑法各論』 〔上巻〕 〔改訂版・一九八四年〕 二五〇頁、大谷實 『刑法講義各論』 (第四版補訂版)(一九九五年) 一
- 事例において被害者が後に自殺したが、自殺の敢行は、「被告人の本件犯行を契機としてもたらされた結果であるという事 実は否定し得ない」としながら、その点につき立件されなかったため、不法監禁罪に処している。 九頁など通説。なお、最決昭和三八・四・一八刑集一七巻三号二四八頁においては、「実質的には強姦未遂にも等しい」
- <u>42</u> Vgl. Roland Derksen, Handeln auf eigene Gefahr, 1992, S. 142 ff.
- 暦祝賀)(上)(一九七七年)三三四頁以下参照。 この判決については、山中「過失犯における被害者の同意――その序論的考察――」『現代の刑事法学』(平場安治博士還
- Otto, Jura 1984, S. 537 f.
- 45 Derksen, a.a.O., S. 147.

<u>46</u>

Vgl. Zaczyk, a.a.O., S. 8

- Vgl. Spendel, Fahrlässige Teilnahme an Selbst- und Fremdtötung, JuS 1974, S. 749 ff.
- 1981, 350, in:NSt2 1982, 61. シューネマンは、保障人的地位がないのではないかという。 Vgl. Schünemann, Fahrlässige Tötung durch Abgabe von Rauschmitteln? - Besprechung des Urteils des BGH, NStZ
- 49 Roxin, a.a.O., § 11 Rn. 98, (S. 328)
- 50 Dölling, JR 1990, S. 475

Schünemann, NStZ 1982, 61

三〇条、二二二条の「保護目的」が故意の答責的な自己危殆化に共同作用した場合に、客観的帰属を否定するものとする。 評釈として、Roxin, NStZ 1984, S. 411. なお、ロクシンは、ここで許された危険の実現を否定するものではなく、 刑法二

- 短絡的にすぎると批判する(Urlich Weber, Einwände gegen die Lehre von der Beteiligung an eigenverantwortlicher Selb-故意犯を過失で誘発、促進した者が不可罰ならば、過失で過失犯を誘発、促進した者は、なおさら、不可罰だという推論も、 これに対して、ヴェーバーは、麻酔剤法の規定(二九条一項一号、三号および六号)により、保護範囲に含まれるものとし、
- 53 stgefährdung im Betäubungsmittelstrafrecht, Festschrift für Spendel, 1992, S. 374 ff.)° Walter Stree, Beteiligung an vorsätzlicher Selbstgefährdung, JuS 1985, S. 179 ff.
- (5) Stree, JuS 1985, S. 183 ff.
- (5) Roxin NStZ 1985, S. 320.(6) Fünfsinn, StrV 1985, S. 58
- (5) Roxin NStZ 1985, S. 321.
- (58) この判決については、JZ 1991, 571 m. Anm. v. Rudolphi
- (6) Roxin, Strafrecht, AT Bd. 1, 2. Aufl., § 11, Rn. 100 (S. 329).
- (6) Roxin, a.a.O., § 11 Rn. 100 (S. 329).
- (62) 評釈として、Vgl. Frisch, JuS 1990, S. 362 ff.
- 63 Roxin, a.a.O., § 11 Rn. 101 (S. 330).
- 行為者にも被害者にも支配があるというほかないからである。しかし、「承諾にもとづく他人の危殆化」の事例のもともと において「共同の支配」を認める理由は、誰に「支配」があるかを基準にするかぎり、被害者に支配があるというためには、 Roland Helgerth, Aids - Einwilligung in infektiösen Geschlechtsverkehr, NStZ 1988, S. 261 ff. 判例が、エイズ感染事例
- 化」の事例だというためには、いわば「遠隔的支配」という擬制をせざるをえないのである。また、共同支配という概念を 者(運転者)にあることは明白である。しかし、オートバイ競争事例やエイズ感染事例においては、これを「他人の危殆 当であったことを意味する。「支配」が誰にあるかではなく、行為者の危険創出行為に同時的に関与したか、それとも、創 持ち出すことによって、どちらとも説明しうることになったのであるが、それはとりもなおさずはじめの「支配」基準が不 の出発事例は、行為者の運転する自動車などに被害者が同乗するという事案であった。ここでは、事象の「支配」は、行為

四

- 出された危険に事後的に関与したかを、この両類型の区別基準としたとき、類型の意義は明確になる。共同支配については、
- (65) この見解を採るものとして、Heiner Hugger, HIV-Ubertragung als mitherrschaftliche Beteiligung an fremder Selbstver お弁、vgl. Cornelius Prittwitz, Die Ansteckungsgefahr bei AIDS, JA 1988, S. 431 ff.
- 66 letzung - BayObLG, NJW 1990, 131, in: JuS 1990, S. 974. Dölling, JR 1990, S. 475
- (6) なお、Vgl. Otto, Festschrift für Tröndle, S. 170.
- 68 これについては、vgl, Hugger, JuS 1990, S. 976 f. ただし、フッガーは、共同正犯の従属性の理論によって説明する。
- (6) Hugger, JuS 1990, S. 975 もこれに賛成する。
- (©) Vgl. Walther, a.a.O., S. 71 ff
- (7) Vgl. Walther, a.a.O., S. 72
- 73 Otto, Täterschaft und Teilnahme im Fahrlässigkeitsbereich, Festschrift für Spendel, S. 271 ff. Rudolphi, Sk Vor § 1, Rdnr. 72.
- Otto, a.a.O., S. 279. オットーは、これについて、具体例を挙げて説明する(Otto, Die objektive Zurechnung eines Erfolges im Strafrecht,
- Jura 1992, S. 98 ff.) Rudolphi, SK Vor § 1 Rdnr. 72
- 七号九〇頁以下、大塚仁・判例評論一一七号四六頁以下(『刑法論集1』〔一九七六年〕一二四頁以下)、町野朔・警察研究 山研一・刑法判例百選(新版)二四頁以下、名和鐵郎・刑法判例百選Ⅰ(総論)〔第三版〕三○頁以下、川崎一夫『判例刑 四一卷二号一〇九頁以下、石原明・法学論叢八三卷四号八七頁以下、岡野光雄・早稲田社会科学研究五卷一〇七頁以下、中 法研究』1一六五頁以下。なお、井上祐司『行為無価値と過失犯論』(一九七三年)一六五頁以下参照。 この事件に関する判例評釈として、海老原震一『最高裁判例解説』〔昭和四二年度〕二八〇頁以下、同・ジュリスト三八
- 以下、山火正則・警察研究五五巻二号八二頁以下、山中・刑法判例百選Ⅰ(総論)(第三版)二八頁以下。 判例評釈として、磯辺衛『最高裁判例解説』〔昭和五三年度〕一一三頁以下、伊藤栄樹・警察学論集二九巻一号一五八頁

- <del>7</del>9 実行の段階での広義の「過失行為」の継続と考えるより、包括一罪とする方がベターであると考える。 山中・前掲(注78)二九頁参照。そこでは、過失犯と故意犯の「観念的競合」の可能性を示唆したが、
- 80 本件(天然痘医師事件)に言及した文献としては、Rudolphi, JuS 1969, S. 557; Roxin, Festschrift für Gallas, S. 248; Frisch, a.a.O., S. 472
- 81 Frisch, Tatbestandmäßiges Verhalten, S. 493; Walther, a.a.O., S. 11; Derksen, a.a.O., S. 159
- 82 Retterunfällen, JZ 1994, S. 663 ff. 本件評釈としては、Christoph Sowada, Zur strafrechtlichen Zurechenbarkeit von durch einen Primärtäter ausgelösten
- Rudolphi, SK Vor § 1, Rdnr. 81.; ders., JuS 1969, 556 f.; Frisch, a.a.O., S. 483 ff., 485

83

Frisch, a.a.O., S. 473

- lagenprobleme, 1973, S. 123 ff. 134 ff.); ders., Zum Schutzzweck der Norm bei fahrlässigen Delikten, Festschrift für Gal-Roxin, Gedanken zur Problematik der Zurechnung im Strafrecht, Festschrift für Honig, S. 142. (Strafrechtliche Grund-
- las, S. 246 ff.; Burgstaller, Fahrlässigkeitsdelikt, S. 112 ff Roxin, Festschrift für Gallas, 1973, S. 247.
- 87 Frisch, a.a.O., S. 474
- 88 Frisch, a.a.O., S. 474
- 90 89 Frisch, a.a.O., S. 479 Frisch, a.a.O., S. 478
- 91 Frisch, a.a.O., S. 485 Frisch, a.a.O., S. 484
- 93 Sowada, JZ 1994, S. 665 ff.
- ff. そこでは、「新たに開かれた効果」かどうかが基準になるとする(S. 67)。 この事件の判例評釈として、Vgl. Hartung, NJW 1954, 41. なお、Vgl. Eser/Burkhardt, Strafrecht I, 4. Aufl., 1992, S. 63 Sowada, JZ 1994, S. 667

危険実現連関論の展開(三・完)

一五(一五

- 96 山中「過失犯における因果経過の予見可能性について」⑴法学論集二九巻一号八○頁以下。
- 97 Roxin, Strafrecht AT Bd. 1, 2. Aufl., § 11, Rn. 104 (S. 332)
- 99 98 Roxin, a.a.O., § 11, Rn. 109 (S. 334 f). Roxin, a.a.O., § 11, Rn. 108 (S. 334).
- 100 Vgl. Urlich Beck, Risikogesellschaft. Auf dem Weg in eine andere Moderne, 1986, S. 7 ff
- 101 の問題については、Roxin, Strafrecht AT Bd. 1, 2. Aufl., § 24 Rdnr. 44 ff (S. 904 f). Roxin, Festschrift für Gallas, S. 253 . 山中「客観的帰属論の理論史的考察」②法学論集四五巻一号四六頁参照。なお、こ
- 102 Roxin, a.a.O., § 24 Rd. 44. (S. 905).
- Schünemann, Die Rechtsprobleme der AIDS-Eindämmung, in: Schünemann (Hrsg.), Die Rechtsprobleme von AIDS,
- 104 Puppe, Nomos Kommentar § 13 Rdnr. 236
- Puppe, Nomos Kommentar § 13 Rdnr. 236

#### む す び

六

### (1) 客観的帰属論の犯罪体系における意義

合理主義的・機能論的犯罪体系において最もよく機能するものであるということを再度確認しておきたい。それは、 最後に、客観的帰属論の犯罪体系における意義について考察しておこう。ここでは、まず、客観的帰属論は、目的

確かに範疇論的な因果的思考を全く排除するわけではない。しかし、それを基礎にしつつ、結果帰属の問題について、

犯罪体系の目的・機能からどのように構想すれば、合理的であるかを指針として体系化するものである。

ドイツにおいては、客観的帰属論について、従来、正犯論・共犯論ないし行為論によって論じられてきたものを不

明確に一つの概念のもとに包摂しているだけにすぎないとする批判がある。しかし、一般的には、客観的帰属論は、

れるものと解され、結果帰属から不法結果帰属に問題が移行させられているというのである。このような本来、因果 関係という事実的な関係から発生した客観的帰属論が、あまりにも規範化することに対しては、ドイツにおいても、 と結び付けられることがある。それによれば、結果の帰属の問題ではなく、「不法構成要件の実現」の問題が立てら 構成要件論に位置づけられている。ただ、ドイツにおける学説の中には、「誰に一定の結果がその違法なしわざとし て帰属されるべきか」を問い、客観的帰属論が、結果帰属の枠組みを飛び越えて、結果帰属を結果実現の不法の問題

とくに目的的行為論者からの強い批判がある。

きず、その必要もない。それは、全く規範的判断と無関係であるとはいえないというだけのことである。このような されるのであるから、その評価の前提的枠組みを決定する客観的帰属論を「不法結果帰属論」であるということはで てその対象を限定する理論である。「不法」かどうかは、葛藤状況における全法秩序からする全体的評価を経て決定 生の違法評価と直結するわけではない。それは、あくまでも、違法評価の対象となる「結果と行為との関係」につい り離すわけにはいかない。しかも、客観的帰属は、事実的判断であると同時に規範的判断でもある。しかし、それは、 もちろん、構成要件該当性が違法類型であるかぎり、その要件の一つである客観的帰属判断も、違法評価と全く切

## (2) 客観的帰属論と予見可能性および答責性の分配

危険実現連関論の展開(三・完)

ドイツの客観的帰属論の中の過度に規範主義的な見解に対しては、距離を置かなければならない。(マノ

客観的帰属論は、当初は、 客観的目的可能性を指針とする理論であり、人格、自由、意思といった概念から構想さ 社会においては、予見可能性の範囲が、当該の行為者の「答責性の範囲」であるとするだけの単線的範疇論的論証で 性などの枠内にとどめることが直接要請される。しかし、人の行動がシステム化され、複雑に交錯し合っている現代 機能を明確にし、罪刑法定主義の行為規範的側面を強調することである。ここでは、結果の帰属は、客観的目的可能 規範的な帰属の本質の問題がより前面に出てきているのである。危険創出連関論の役割は、国民に対する自由の保障 思われる。その客観的目的可能性ないし予見可能性あるいは操縦可能性の側面は、「危険創出連関」論において重要 私見によれば、この側面は、確かに重要な側面であるが、現在では、問題はむしろ、別の側面に移行しているように オットーの説明にそれが典型的に表れている。「意思の限界が刑事責任の限界をも画する」というのである。しかし、(゚ッ) 拠づけられ高められたときに、ある結果がその人のしわざとしてその人(Person)に帰属される」ものと特徴づけ れたものであった。その側面は、現在にも名残をとどめている。客観的帰属論の中核を、「結果に実現した危険が根 な意義をもつが、「危険実現連関」論においては、それを大きな指針としつつも、「危険」概念を中心とする事実的 るのもその名残である。現在でも、行為の「操縦可能性」の原理が、結果帰属においては中心的な意味をもつとする

するわが国の議論の中ではじまっており、柔道整復師事件【74】や夜間潜水事件【11】をめぐって、実務的思考が、 ら行われてきている。相当因果関係説の危機は、萌芽的には、すでに昭和四二年の米兵轢き逃げ事件【15】を契機と(㎡) それが、実際には危険増加論や規範の保護目的の理論という結果帰属の問題であるという指摘もすでに二〇年も前か の中に現れてきている。過失犯論が、予見可能性の概念の分析に、許された危険(危険の分配)や信頼の原則を加え、 このような単線的範疇論的考察方法の歪みは、実は、すでにわが国の、過失犯論や相当因果関係説の「危機」現象 は、十分ではない。

具のみでは処理仕切れない問題であることが自覚されはじめているのである。 (11) 帰属基準」に関する論議が採り上げられていることに示されるように、「予見可能性」と「経験的通常性」の概念用 ある。この動向は、わが国では、一部の学説によって、「因果経過の相当性」(狭義の相当性)の問題として「実質的 実際には客観的帰属論的思考とよりマッチすると指摘され、その理論的枠組みにおいても、現在、その判断基底と判 断構造の明確な形式が、実質的な危険性の考慮によって打ち破られ、実質的には、客観的帰属論への移行を進めつつ

は、社会的統合を目指す処罰の適正を図るために、法益侵害への答責性をいかに適正に行うかという問題に帰着する。 前提条件を画する「答責性」限定論とが組み合わせられて、違法判断の対象となる構成要件的結果惹起の範囲を確定 は、このような結果につながる危険への寄与度によって「答責性の範囲」が決定されるのである。これは、最終的に に人の不合理な行動やシステム社会の中の社会的反応行動の介入の場合、あるいは自己答責的な行為の介入の場合に は、危険概念による類型化と広い意味での規範の保護目的の考慮によって行われる。すでに論じてきたように、とく 果に対する「答責性」をどのように分配するのが妥当かという規範的問題を取り扱うものである。その答責性の分配 このように、危険創出連関論という行為規範を前提とする「答責性」の限界論と危険実現連関論という制裁規範の 危険実現連関の問題は、煎じ詰めれば、刑法が制裁(処罰)の必要性の有無と範囲の観点を指針として、生じた結

# (3) 行為規範と制裁規範に関するドイツの学説

危険実現連関論の展開(三・完)

するのが、客観的帰属論の任務である。この規範構造論について、若干の詳論を加えよう。

規範論がふたたび脚光を浴びている。 その出発点は、「行為規範」と「制裁規範」の区別である。行

在し、完結した規範違反の処理について規定する。したがって、規範の名宛人も、両者において異なる。このように、(旦) る立場も唱えられているが、少数説である。 て制裁としての強制行為を行う授権規範である」とし、刑法の名宛人は、法幹部の機関であって、国民ではないとす 刑法規範は、二つの規範から成るというのが、通説である。これに対しては、刑法は、「一定の個人に、他人に対し すべきでないかを示すものでなければならない。これに対して制裁規範は、回顧的に解釈される。それは、過去に存 ければならない。行為規範は、行為の指針となるものであるから、行為の前に作用し、将来、行為者が何をすべきか て正当化されるのに対して、制裁規範は、制裁の付加が行為に対する反動として相応しいことによって正当化されな 別されるべきものとされている。行為規範は、禁止された行為が有害なもの(法益侵害的なもの)であることによっ である行為規範を否定したとき、制裁規範による責任の対象となる。この両者の規範は、論理的にも目的論的にも峻(タイン) の要件を満たしたときに法律効果として一定の制裁が科せられることを定めた規範である。法的に正当な行為の基準 るなどを、国民に示す規範である。これに対して、制裁規範は、刑法典の各則に定められているように、行為が一定 制裁規範に論理的に先行するものであって、どのような行為が正当か、禁止されているか、許されてい

規範違反が、事前的判断か事後的判断かにつき対立がある。そして、それは、行為規範の射程が、行為なのか、 しかし、行為規範違反と制裁規範の意味理解については根本的な理解において見解が分かれている。例えば、

(傷害) を惹起するな」というのが行為規範の内容であるとする。そして、ビンディングに反して、規範違反=構成(常) 一つは、ビンディングの見解によりつつ、構成要件の規範を、侵害惹起の禁止と解する。すなわち、「他人の死

的」に理解するのである。その判断は、事後的である。 要件該当的行為は、有意的である必要はなく、また、任意の行為である必要もないとする。それは、規範を「客観

化は、制裁規範侵害の「制裁構想に特有の補充的な要件」であるというのである。(※) 事前的に行為に指針を与えるように作用しなければならないというのである。したがって、侵害惹起禁止ないし侵害 あるというのである。それがあったかどうかには、事前判断が重要である。これに反して、結果発生への危険の現実 今日では、侵害の惹起が構成要件該当の規範違反行為の中核ではなく、「客観的に否認された危険の創出」がそれで 回避命令は、意味のある規範ではない。この立場は、とくにフリッシュによって鋭く根拠づけられた。彼によれは、 これに対して、もう一方の見解は、規範は、人がそれに従うことができてはじめて、意味をもつと解する。規範は、

可能性といった観点を考慮した上で判断される、制裁規範(違反)の中核である。つまり、制裁を科されるためには、(②) むしろ回避可能性の問題として取り扱うのである。(%) 事前的な判断であり、制裁規範の前提なのである。この立場からは、客観的帰属論は、範疇的に誤りであるとされる。(3) こと、つまり、故意や過失によって、義務違反を行ったことを示さなければならないのである。これは、義務違反は、 行為規範違反だけではなく、その規範がその行為者の行為にとって拘束を与える理由にならなかったことを明確する からない。この立場からは、「一定の行為による結果の惹起は、行為規範(違反)の中核であり」、行為の質は、 とを確認する。ただ、この時点では、具体的な行為が結果を惹起するかどうか、「侵害にとって重要かどうか」は分 すなわち、事前的には、行為があるべきでないことを、つまり、構成要件該当結果に対して原因となるべきでないこ 前者の立場からは、後者の立場に対して、結果惹起禁止は、行為に指針を与えるように作用するものと反論される。

為禁止規範説」と名づけることにしよう。 のみが唯一のものではないと考えるので、ここでは、前者の見解を、「危険行為禁止規範説」、後者の見解を「侵害行 は、行為無価値論的見解であり、後者は結果無価値論的見解といってもよいであろう。しかし、このような対応関係 このようにして、行為規範と制裁規範の内容の理解について、この二つの立場は、真っ向から対立している。前者

## (4) 行為規範と制裁規範に関する考察

結果の発生の帰属問題たる「危険実現」の問題は、制裁規範の前提にすぎないともいいうるからである。この説の問 われる。事前禁止を目的とする行為規範の対象は、危険(創出)行為であって、「侵害行為」では遅すぎるのであり、 客観的帰属論の説明には、「危険行為禁止規範説」が、「侵害行為禁止規範説」よりも適しているように思

もってはじめて生じるとする点で正当である。結果犯においては、結果の発生を待ってはじめて「規範を破った」と 他方では、侵害行為禁止規範説は、行為規範違反が、法益保護が失敗に帰したといえる侵害(危殆化)の発生を

刑法理論の構成をむしろ行為規範論に重点を置いて行おうとする点にある。

てはじめて発生するものとする。本説においては、したがって、行為規範と制裁規範の区別は、危険創出行為と結果 う犯罪的行為の評価の二つの側面の分析にとって有効な視座を提供するものといえる。 との間の関係を問う客観的帰属論にとっては重要な観点を提供せず、むしろ、客観的規範違反と主観的義務違反とい いえるからである。この説は、しかし、その上で、制裁規範違反は、行為者の主観などの「義務違反」の確認をもっ

犯罪の実現段階に則して規範の機能を考察するならば、行為規範が最も重要な意味をもつのは、具体的な状況を前

る<sup>29</sup> 体的危険を要求している。 為禁止規範違反につながった場合にのみ、「行為規範の妥当力」を維持するために発動されるのである。 制裁規範発動の条件としては、直接的な意味をもたない。したがって、制裁規範は、危険行為禁止規範違反が侵害行 危険行為禁止規範の根拠を提供するものである。危険行為禁止規範違反は、「行為無価値」を意味するが、それは、 発動条件であるが、それは、国民に対する「行為規範」として直接、国民にはたらきかけるわけではない。 止規範違反のためには、具体的危険ないし結果の発生が必要である。この侵害行為禁止規範違反は、「制裁規範」の 制裁規範と結びつくという意味における「侵害行為禁止規範」はいまだ「破られて」はいないのである。侵害行為禁 しかし、これによっていまだ、その危険行為防止規範違反に対して、刑法上の「制裁」が発動されるわけではない。 然ないし必然であるといってよい。そこには、すでに事前予防のための「行為」規範がはたらく余地はないのである。 に「危険行為禁止規範」そのものは破られており、結果の発生は、その行為の危険性と事後の介在事情に応じて、偶 けれども、行為者が、結果的に侵害行為禁止規範に違反する蓋然性の高い「危険創出行為」を行った段階では、すで を行うかどうかを決断するに当たって、行為規範に従って行動するよう行動を統制し犯罪を事前予防する機能である。 事前的一般予防機能が果たされることになる。しかし、行為規範の重要な機能は、特定の行為者が、一定の犯罪行為 提とせずに、一般的に、国民一般に対して「人を殺すな」といった行為規範を樹立する場合である。これによって、 刑法は、 制裁規範の発動条件として、結果犯については、結果の発生、未遂を処罰する場合には少なくともその具 その際、客観的帰属論は、結果犯における既遂に対する制裁の発動条件を論ずるものであ むしろ、

まず、

行為規範は、

制裁発動の前提として何らの役割を果たさないわけではない。なぜならば、それは、罪刑法定

るものだからである。したがって、次のように言うことができる。危険行為禁止規範違反たる「危険創出」があった 主義を体現するものとして、国民に行為の指針を与え、国民に予測可能性を保障することによって、国民の自由を守 制裁規範違反はない。それは、いわば「侵害行為規範」を動揺させ、危殆化させただけである。しかし、

的帰属論」である。一般的にいうならば、それは、結果犯においては、行為が結果を発生させたときであるが、それ ける行為規範違反があったことを意味する。 いつこの意味における「侵害行為禁止規範違反」があったといえるか。この問いに答えるのが、

る場合にはじめて、制裁規範に違反したといいうるのである。換言すれば、それは、侵害行為禁止規範説の意味にお 禁止行為規範違反たる危険創出は、制裁規範の発動の一つの前提である。その危険創出が、結果に実現したといいう

は、事後的に「行為規範違反」たる創出危険が、結果に実現したと認定されるときに認められる。

### (5) 客観的帰属論における犯罪の事後処理機能

ことは、その機能に反しない。例えば、一般国民にとって、結果を実現するための手段として、そのような行為が 「利用可能性」がある場合にのみ処罰するのだというのであれば、危険創出連関が存在するということは、「利用可 刑罰の機能が、 一般予防と特別予防にあるとするならば、 危険創出連関の存在のみによって、 刑罰を科する

程度具体的な予見可能性があったのであるから、再度の犯行を予防するためには、制裁を科する必要があるといえる。 能性」があるということだからである。また、特別予防の観点から、危険創出行為を行った者には、結果発生のある

国民に予測可能性を保障し、 また、一般予防・特別予防を図るには、「危険創出連関」のみで、事後に発生した結果

に対する責任を負わせても不合理とは言い切れないものと思われる。

う要請、そしてまた、憲法を頂点とするわが国の法秩序が置く価値を規範的に考慮しうる範疇――例えば、「自己答 雑に作用する人の行為寄与について、事実的・規範的観点から、その「答責性」を分配し、行為者の答責性の範囲を 該当性を限界づけるところに、危険実現連関論の意義があるといえよう。 責性」というドイツで展開された概念は、わが国でも、「個人の自己責任」という近代国家における普遍的範疇であ 危険に対する経験的判断によって、一般人と行為者にとって説得力のある範囲の結果の帰属でなければならないとい 画することが、適正処罰の要請から必要であるという点にある。それは、もちろん、恣意的な規範的判断ではなく、 客観的帰属論において「危険実現連関」を必要とする実質的根拠は、先に述べたように、一定の法益侵害事象に複 ―を用いて判断されなければならない。このようにして、犯罪の事後処理としての処罰の前提としての構成要件

## (6) 相当因果関係説から客観的帰属の理論へ

刑法の学説においては、すでに戦前から相当因果関係説は一世を風靡した。しかし、実務は、この考え方に影響は

少なくないことを示し、それを含めて、体系的に整理し、類型化を図って帰属基準の受け皿としての指針を与えると 要な役割を果たしたのであって、実務家が、相当因果関係説は実務的ではないと言い切るようにまでなってきている。 受けたが、それと同時に、因果関係の「中断論」、「唯一・直接原因不要説」、「誘発」基準など独自の帰属基準を展開 本書では、このような実務において展開されてきた範疇には、客観的帰属にとって有用なものが含まれていることが してきた。これらは、学説によって、条件説を採るものとして片づけられてきたが、実際上は、実務の帰属判断に重

それは因習と惰性にとりつかれ、概念と内容の明確性を喪失させ、混乱に導くだけの、実務的にも講学上も、また、 属論の実質的内容を、相当因果関係説の形式の中に盛り込もうとするものであるが、本稿の論証から分かるように、 させることを試みたものであるということもできる。最近の「修正された相当因果関係説」は、このような客観的帰 すると、それが客観的帰属論であると説いてきた。いわば、客観的帰属論は、実務的な発想を体系化し、理論に昇華

学問的にも全く意味のない彌縫策的妥協であって、目算なき戦略であるにすぎない。内なる必要に迫られて変貌を遂 問の世界において自己欺瞞的な保守主義には将来はないといってよい。相当因果関係説はすでにその歴史的使命を終 げてきた理論が、旧来の外皮を破って、今や、新たな外皮のもとで正しく認識されることを望んでいるのであり、学

えたのである。

- (1) 条件説の意味における因果関係は、客観的帰属論の基礎となっている。この意味の因果関係の概念の中にも、「結果」の 規定方法の点で、すでにある程度、規範的な評価が入り込まざるをえない(山中『刑法における因果関係と帰属』一四〇頁 以下参照)が、原則的には、それは、合法則的条件といえるかどうかという事実的な判断である。したがって、客観的帰属 論は、その基礎としての「因果関係」(条件関係)と、それを限定する理論である狭義の客観的帰属論から成り立つ。
- (3) Vgl. Otto, Die objektive Zurechnung eines Erfolges im Strafrecht, Jura 1992, S. 91. 例えば、フリッシュの帰属論 要件該当行為論)は、「行為不法の理論」(Vgl. Frisch, a.a.O., S. 50.)である。 Vgl. Otto, Jura 1992, S. 97. オットーは、「結果帰属」ではなく「不法結果帰属」だという。なお、Frisch, a.a.O., S. 24 (構成

(\alpha) Küpper, Grenzen der normativisierenden Strafrechtsdogmatik, 1990, S. 92 f.

wicklung der Strafrechtsdogmatik nach Welzel, Festschrift der Rechtswissenschaftlichen Fakultät zur 600-Jahr-Feier der ff. もそうである。 客観的帰属論の規範主義的側面を批判するものとして、キュッパーの前掲書を見よ。なお、Vg!. auch Hirsch, Die Ent-

Universität zu Köln, 1988, S. 403 ff. そこでは、「明確な概念形成と体系化に代えて不明確な一般的概念」が用いられるよ

- 以下=ノモス六号(一九九五年)二二一頁以下、とくに二三〇頁以下参照。 犯における危険増加は、注意義務論で、結果的加重犯は、「特有の危険」の理論で、解決できるというものであるが、これ うになっていると批判されている(S. 407)。しかし、キュッパー、ヒルシュの主張は、雷雨事例は、故意の問題で、過失 に対する反論として、すでに、ロクンシン(山中訳)「客観的帰属論」法学論集四四巻三号二六四頁以下、とくに二七八頁
- べきだというのである(vgl. Baumann/Weber/Mitsch, Strafrecht AT, 10. Aufl., 1995, S. 243 ff.)。 あるとの批判がある。むしろ、回避可能性の概念や違法性連関(義務違反連関)の概念により、「違法性」の段階で処理す さらに、条件説を採る論者からも、相当因果関係説および客観的帰属論が、客観的構成要件概念を「規範化」するもので
- (6) 山中『刑事法入門』〔改訂版〕一七三頁参照。
- $(\gamma)$  Maiwald, Zur strafrechtssystematischen Funktion des Begriffs der objektiven Zurechung, Kühre (Hrsg.), Festschrift für Miyazawa, 1995, S. 474 ff., S. 481.
- (∞) Vgl. Otto, Jura 1992, S. 97.
- (๑) Vgl. Otto, Jura 1992, S. 91.
- der japanischen Fahrlässigkeitsdogmatik im Lichte des sozialen Wandels, ZStW 102, S. 928 ff 山中・前掲書(注1)一頁以下、「過失構造論」については、二九○頁以下参照。さらに、Yamanaka, Die Entwicklung
- 当因果関係説の批判的検討」法学教室一八五号二五頁)には賛成しがたい。なお、原因説的な方向を目指そうとする見解と 点からの類型化的評価も重要な意味をもつ。したがって、帰属論を事実的「因果関係」論の中で構想する見解(林陽一「相 して、内田浩「わが国における最近の相当因果関係説の動向」成蹊大学法学政治学研究一五号四八頁以下参照。 さらに言えば、事実的因果経過の原因説的評価も帰属のための重要な要素ではあるが、それがすべてではない。規範的観
- sungsdelikten, 1993, S. 21; Haffke, Die Bedeutung der Differenz von Verhaltens- und Sanktionsnorm, in: Schünemann/ ビンディングの規範論に言及することから始まっている。Joachim Vogel, Norm und Pflicht bei den unechten Unterlas-Dias (Hrsg.), Bausteine des europäischen Strafrechts. Coimbra-Symposium für Claus Roxin, 1995, S. 90 ff まず、ビンディングの規範論(Binding, Die Normen und ihre Übertretung Bd. 1) が周知である。現在の規範論も、この Vogel, a.a.O., S. 27
- 危険実現連関論の展開(三・完)

- Vgl. Urs Kindhäuser, Gefährdung als Straftat, 1989, S. 13; Vogel, a.a.O., S. 28...
- (5) Vogel, a.a.O., S. 29.
- 17 16 Vgl. Schmidhäuser, Strafrecht AT (Studienbuch) 2. Aufl., 1984, 3/10 ff.; ders., JZ 1989, S. 417 ff. Haffke, a.a.O., S. 92
- (28) Vgl. Vogel, a.a.O., S. 50
- 19 Vgl. Schönke/Schröder/Lenckner, StGB Vorbem. §§ 13 ff. Rdnr. 54. 「行為無価値に存在する不法の個人的な構成要素は、 Vgl. Vogel, a.a.O., S. 49
- それぞれの構成要件の基礎となっている行為規範の種類から、そして、そこから生じる違法性の本質から明らかになる」と ັກ° Vogel. a.a.O., S. 53 f.
- (원) Frisch, Tatbestandsmäßiges Verhalten., S. 71 f.
- (2) Frisch, Tatbestandsmäßiges Verhalten., S. 516
- (3) Vogel, a.a.O., S. 55. (3) Vogel, a.a.O., S. 24.

25

Vogel, a.a.O., S. 60 f

- 26 行為無価値ないし行為不法とは、「制裁」とは無関係の、たんなる「危険行為禁止規範違反」を意味するのだから、それ Vogel, a.a.O., S. 24.
- は、刑罰法規違反とは直接の関係はない。ただ、それが事後的に結果と危険実現連関に立つときにのみ、そのよう危険創出 行為を刑罰の付加される対象に取り込むことになるというだけの間接的な関係に立つ。
- (%) Vgl. Georg Freund, Der Zurechnungsgedanke im Strafrecht, GA 1995, S. 7. なま、vgl. auch ders., Erfolgsdelikt und Unterlassen, 1992, S. 51 ff.
- 授が指摘されるように、「将来の議論の方向としては、客観的帰属論の拒否ではなく、帰属基準自体の実質的検討が要請さ 学教室一八五号二三頁、なお、山口厚「相当因果関係と客観的帰属」法学教室一七六号六七頁)が根強い。しかし、山口教 わが国では、ドイツにおいて客観的帰属論を行為無価値的な違法観の上に組み立てられたことに対する警戒

- 再構成が、行為無価値論と客観的帰属論の論理必然的関係といった誤解を正すことになる。なお、木村光江「相当因果関係れる」のみならず、さらに、本稿において行ってきたように、客観的帰属論の結果無価値を基調とする立場からの規範論的 論から客観的帰属論へ?」研修五六六号三頁以下においては、「理論そのものは『行為無価値的な考え方』とは言い切れな い」とこの点を正しく評価している(九頁)。
- 根拠づけるのは、刑法の自由主義的機能を侵害するものであって、極めて危険な考え方である。一般予防の効率を上げるに う論拠が挙げられている(町野『刑法総論』〔講義案〕Ⅰ〔一九九○年〕一五七頁以下、山口「因果関係」『刑法理論の現代 あるときに、一般人が、そのような因果経過を一般的に「利用できる」のを予防するために、それを刑罰の対象とするとい 判断』にはなじまない面を多く含んでいる」としているが、このことからも、「一般予防」と狭義の相当性のみを相当因果 広義の相当性とより親近性をもつ。木村・前掲論文九頁は、「狭義の相当性は、実は『一般人を基準とした行為時の相当性 在と目的的行為論』一〇四頁以下〔注57〕))。しかし、「相当因果関係説」ないし「因果関係説」を一般予防の観点からのみ 対する批判として、井田良「因果関係の『相当性』に関する一試論」法学研究六四巻二号二八頁〔注57〕(同・『犯罪論の現 的展開』〔総論〕I(一九八八年)五九頁以下、同・法学教室一七六号六六頁、林陽一・法学教室一八五号二五頁、これに 関係の内容とする見解とは矛盾することが示されている。 事前的な「危険創出」(広義の相当性)のみで、制裁を発動する方がベターであり、したがって、一般予防は、理論上、 わが国では、相当因果関係における狭義の相当性の意義について、これを一般予防の見地から、「利用可能性」が
- 31 そのような試みの一つとして、本章において、曽根説(法学教室一八五号一〇頁参照)を検討した。
- 頁は、「相当因果関係論は客観的帰属論と呼ぶ方がわかりやすいことは確かである」という。ただし、「広義の相当性」を 「実行行為性に統一されるべき」とする点では、すでに別の論者の説について批判したように、疑問がある。 山口・法学教室一七六号六七頁は、「客観的帰属論の枠組みは十分支持しうるもの」という。また、木村・前掲論文一○